

韓国知的財産ニュース 2026 年 6 月後期

(No. 556)

発行年月日：2026 年 9 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】特許法律一部改正法律案(議案番号:2219280)
- 1-2 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令(総理令:2119 号)
- 1-3 【公布】商標法施行規則の一部改正令(総理令:2120 号)
- 1-4 【法案提出】商標法一部改正法律案 (議案番号:2219441)
- 1-5 【法案提出】特許法一部改正法律案(議案番号:2219444)
- 1-6 【公布】知識財産基本法施行令の一部改正令(大統領令第:36446)
- 1-7 【法案提出】デザイン保護法一部改正法律案(議案番号 2219597)

関係機関の動き

- 2-1 韓国知識財産処・中小ベンチャー企業部、人工知能(AI)を活用したスマート製造の未来技術の発掘に向け協力
- 2-2 韓国知識財産処、洋上風力産業の知的財産競争力強化に向けた現場の声に耳を傾ける
- 2-3 韓国知識財産処、若手の起業家・発明家の生の声に耳を傾ける
- 2-4 韓国医療機器産業のグローバル化、知的財産がさらなる原動力となる
- 2-5 特許技術賞を受賞した企業「事業化に大いに役立った」…信頼性・認知度の向上効果が顕著
- 2-6 特許審判院、IP5 会議で米国の特許無効審判(IPR)に関する韓国企業の意見を伝達
- 2-7 特許が資産となる時代が到来する

- 2-8 韓国企業・大学の営業秘密、人工知能で賢く守る
- 2-9 AI の大変革から通商の懸案まで、主要国の知的財産に関する懸案を集中に検証
- 2-10 特許審判、これからは自宅から参加できる…オンライン口頭審理でアクセシビリティが向上
- 2-11 スタートアップ企業の資金調達と知的財産戦略を一挙に解決する
- 2-12 韓国の知的財産金融の経験をベトナムと共有する
- 2-13 特許審判の現場の変化を読み解き、制度改善の解決策を見出す
- 2-14 韓国知識財産処、主要芸能事務所と「パブリシティ権の保護協議体」を発足
- 2-15 K-知的財産行政システム、北アフリカのチュニジアで順調に導入
- 2-16 職務発明に関する規制を撤廃し、企業への優遇措置を強化する
- 2-17 国家知識財産委員会、知的財産(IP)の価値最大化を主導
- 2-18 知的財産に投資して稼ぐ時代が到来した
- 2-19 この一冊で、特許出願書の作成が簡単になる
- 2-20 韓国知識財産処、IP 情報サービスの優良企業の現場の声に耳を傾ける
- 2-21 「半導体、人工知能(AI)などの先端技術の流出を防ぐ」 国家の技術安全保障を守る専門捜査組織が本格的に稼働
- 2-22 迅速な審判、K-先端技術の海外進出を支援
- 2-23 日常生活の中で知的財産を探してみましょう

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 偽化粧品品の撲滅に向け、政府と業界が協力して取り組む
- 3-2 韓国知識財産処、輸出企業を直接訪問し、知的財産(IP)紛争の予防を支援！
- 3-3 韓国知識財産処、中国政府などとKブランドのオンライン模倣品対策に関する協力について協議
- 3-4 「輸出前に知的財産権から」 韓国知識財産処、海外の知的財産における紛争予防教育を拡大

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 知的財産権登録証に「大韓民国(Republic of Korea)」と明記し、国際的な信

頼性を高める

- 4-2 商標審査、より迅速に、より公正になる

その他一般

今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】特許法律一部改正法律案(議案番号:2219280)

議員立法(2026.6.16.)

議案番号:2219280

提案日:2026年6月16日

提案者:パク・サンウン議員、他15人

提案理由及び主要内容

現行法では、特許発明の明細書又は図面について、請求範囲の縮小、誤記事項の訂正、不明確に記載された事項を明確にする場合、特許権者が質権者及び通常実施権者の同意を得て訂正審判を請求できるようにしている。

しかし、標準特許のように通常実施権者が多数いる場合、全員の同意を得ることが現実的に困難な状況にあり、これにより特許権者が適時に訂正審判を請求できない場合、権利防衛権の行使を通じた特許権の安定的な維持に問題が生じる可能性があるとの指摘がなされている。

そこで、訂正審判の請求に際し、通常実施権者の同意要件を廃止して特許権者の権利防衛権の行使を円滑にするとともに、訂正審判の請求事実を通常実施権者に通知するよう告知義務を新設することにより、訂正審判による権利変動に伴う通常実施権者の損失を未然に防止し、特許制度の合理的な運営を図るものである(案 第132条の3・第133条の2及び第136条)。

法律第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 132 条の 3 第 3 項前段中の「第 13 項まで」を「第 14 項まで」とする。

第 133 条の 2 第 4 項前段中の「第 13 項まで」を「第 14 項まで」とする。

第 136 条第 8 項本文中の「質権者及び第 100 条第 4 項・第 102 条第 1 項並びに『発明振興法』第 10 条第 1 項に基づく通常実施権を有する者の」を「質権者の」とし、同条に第 14 項を次のように新設する。

- ⑭ 特許権者は、第 1 項に基づき訂正審判を請求する場合には、その請求の事実を第 100 条第 4 項・第 102 条第 1 項及び「発明振興法」第 10 条第 1 項に基づく通常実施権を有する者に通知しなければならない。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(訂正審判における通常実施権者の同意規定の削除等に関する経過措置)この法律の施行前に、第 100 条第 4 項、第 102 条第 1 項及び「発明振興法」第 10 条第 1 項に基づく通常実施権者が存在する特許に対する訂正審判又は訂正請求については、第 136 条第 8 項本文（第 132 条の 3 第 3 項又は第 133 条の 2 第 4 項に基づき準用される場合、及び第 133 条の 2 第 4 項を 準用する第 137 条第 4 項に基づき準用される場合を含む）、同条 第 14 項、第 132 条の 3 第 3 項及び第 133 条の 2 第 4 項(第 137 条第 4 項に基づき準用される場合を含む)の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

●首相令第 2119 号

デザイン保護法施行規則の一部改正令をここに公布する。

2026 年 6 月 17 日

国務総理

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン(意匠)保護法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 3 号書式の裏面の記載方法第 16 号ホ項 2) 及び同項の国家研究開発事業情報の記載に関する注意事項(2)の本文中、「国家科学技術知識情報サービス(NTIS)」をそれぞれ「国家科学技術知識情報サービス(NTIS)または省庁横断型統合研究支援システム(IRIS)」とする。

別紙第 9 号書式から別紙第 13 号書式まで、別紙第 13 の 2 号書式から別紙第 13 の 6 号書式まで、別紙第 14 号書式から別紙第 17 号書式まで、別紙第 17 の 2 号書式から別紙第 17 の 5 号書式までを、それぞれ別紙のとおりとする。

附 則

この令は、公布の日から施行する。

◇改正理由

国家研究開発成果管理体制に基づく課題固有番号の管理のため、デザイン登録出願書に記載する課題固有番号に、今後は国家科学技術知識情報サービス(NTIS)だけでなく省庁横断型統合研究支援システム(IRIS)において付与する番号も記載できるようにし、その他、デザイン登録証の書式を整備しようとするものである。

◇主な内容

イ. デザイン登録出願書の「国家研究開発事業情報」記載要領の改正

- 1) 現在の記載要領では NTIS の課題固有番号のみを認めているため、IRIS を通じて管理される国家 R&D 出願の統計データが漏れている。
- 2) NTIS の課題固有番号のみを認めていた従来の要件を、IRIS まで拡大する。

ロ. 韓国語・英語のデザイン登録証および携帯用韓国語・英語のデザイン登録証の書式改正

- 1) 知識財産処の英文略称が MOIP に変更されたことに伴い、デザイン登録証の国家名表記を削除する。
- 2) 大韓民国において発行された証書であることを明確に表示するため、知識財産処の英文名称 (Ministry of Intellectual Property) に英文の国家名 (Republic of Korea) を追加する。

〈知識財産処 提供〉

●首相令第 2120 号

商標法施行規則の一部改正令をここに公布する。

2026 年 6 月 17 日

知識財産処長

商標法施行規則の一部改正令

商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号以外の部分中の「しない」を「ない」とし、同項第 2 号中の「指定期間延長申請又は分割申請」を「期間延長申請又は分割申請」に、「指定期間延長申請書」を「期間延長申請書」とし、同項第 5 号中の「国際登録された指定国の追加指定(以下「事後指定」という)の申請」を「国際登録された指定国の追加指定(以下「事後指定」という)の申請、法第 173 条第 2 項に基づく国際登録の存続期間の更新申請」とする。

別紙第 2 号書式の表側にある「[書類区分]」を「【書類区分】」とし、同書式の裏側第 1 号の異議答の内容欄中の「権利者が」を「出願人が」とし、同号の異議申立意見の内容欄中の「異議申立に対する答弁について意見を提出するか、異議申立手続において意見提出通知を受けてから」を「出願人の異議答弁に対し、異議申立人が」とし、同号の異議申立再答弁の内容欄中の「異議申立に対する意見に対して」を「異議申立の意見に対し、出願人が」とする。

別紙第 5 号書式の冒頭部分を別紙のとおりにする。

別紙第 8 号書式から別紙第 32 号書式まで及び別紙第 41 号書式を、それぞれ別紙のとおりにする。

附 則

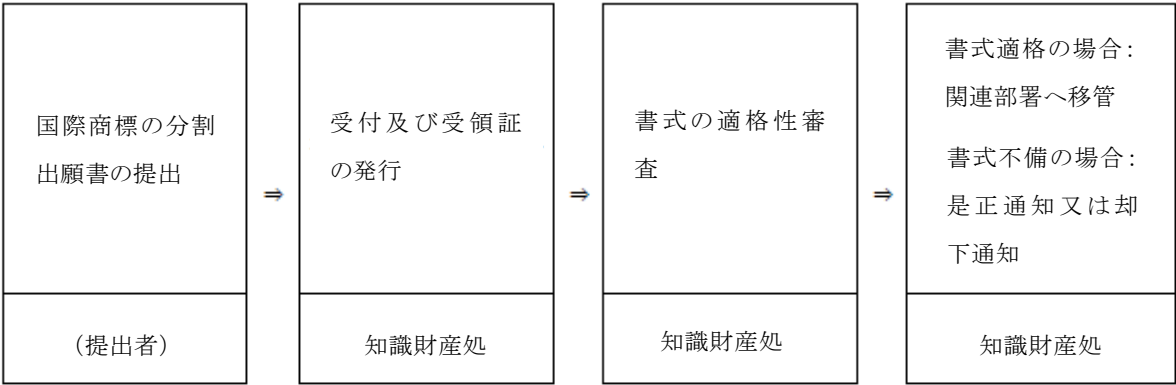
この令は、公布の日から施行する。

1. 分割の区分及び関連規定

この書式は、マドリッド(Madrid)国際出願の手続きを行う者が、以下の書類を提出するために使用します。

分割区分	内容	関連規定
国際商標登録出願の分割	国際商標登録出願の分割申請を行おうとする場合	「商標法施行規則」第 87 条の 3
国際登録基礎商標権の分割	登録された国際登録基礎商標権の分割申請を行おうとする場合	「商標法施行規則」第 87 条の 4

2. 処理手続き



※ 記載要領

1. 【分割区分】欄

分割事項の中から一つを選択し、□の中に印(例: ☒)を付けます。

2. 【提出者】欄

イ. 特許顧客番号がある場合

【氏名(名称)】欄には、特許顧客番号の付与申請時に記載した氏名(又は法人の名称)を記入します。

ロ. 特許顧客番号がない場合

- 1) 【提出者】欄の次の行に、「特許法施行規則」別紙第 4 号書式(特許顧客番号付与申請書)の記載要領第 1 号を参照し、提出者の【氏名(名称)のハングル表記】及び【氏名(名称)の英語表記】など、必要な欄を設けて記入します。

- 2) 提出人は、自ら署名又は印鑑を押印しなければなりません。その方法は、原則として、【添付書類】欄があるページの次のページに【提出人〇〇〇の印鑑(署名)】欄を設け、その下に横 4cm×縦 4cm の印鑑押印欄(署名欄)を設けて、自ら署名するか、提出人の印鑑を鮮明に押印します。2 人以上の提出人がいる場合は、提出人の人数分だけ【提出人〇〇〇の印鑑(署名)】欄を設け、すべての提出人が自ら署名するか、印鑑を押印しなければなりません。

ハ. 共通

- 1) 【事件との関係】欄には、「国際出願人」など、提出人と事件との関係を明確に記入します。
- 2) 未成年、被限定後見人又は被成年後見人の法定代理人が提出する場合は、次の例のように【提出人】欄の記載事項の次の行に【法定代理人等】欄を設け、法定代理人等の【氏名】及び【特許顧客番号】を記入し、その代理権を証明する書類をこの書式に添付します。

[例]【提出人】

【法定代理人等】

【氏名】

【特許顧客番号】

3. 【代理人】欄

- イ. 代理人を通じて手続きを行う場合は、代理人の氏名(又は法人の名称)と代理人番号を記入し、代理権を証明する書類を添付します。この場合、代理人が特許法人・特許法人(有限)であるときは、次の例のように【代理人番号】欄の次の行に【指定弁理士】欄を設け、指定弁理士の氏名をすべて記入します。

[例]【代理人】

【氏名(名称)】

【代理人番号】

【指定弁理士】

- ロ. 包括委任を受けた代理人の場合は、次の例のように、【代理人番号】欄の次の行に【包括委任登録番号】欄を設けて包括委任登録番号を記入し、代理人が 2 人以上の委任者と包括委任関係にある場合は、委任者の数だけ【包括委任登録番号】欄を設けてすべて記入します。

[例]【代理人】

【氏名(名称)】

【代理人番号】

【包括委任登録番号】

【包括委任登録番号】

- ハ. 個別委任関係にある代理人が委任者全員を代理しない場合は、次の例のように【代理人番号】欄の次の行に【特記事項】欄を設けて記載します。

[例]【代理人番号】

【特記事項】 提出人〇〇〇の代理人

4. 【事件の表示】欄

書式の対象となる出願の【国際登録番号】を記入し、【国際登録番号】の次の行に【国際商標登録出願書の受理番号】欄を設けて、国際商標登録出願書の受理番号を併記することができます。

5. 【手数料】欄

「特許料等の徴収規則」第 11 条を参照し、書式提出後に納付する手数料の金額を記入します。

6. 【手数料自動納付番号】欄

事前に「特許料等の徴収規則」別紙第 4 号書式の「手数料自動納付申請書」を提出しており、当該手続の手数料を自動納付しようとする場合は、当該書式を書面に代えて電子文書で必ず提出しなければならず、手数料自動納付申請書に記載した口座番号を当該書式の【手数料自動納付番号】欄に記入しなければなりません。

7. 【添付書類】欄

- イ. 本書式に添付する書類は、「商標法施行規則」別紙第 41 号の 2 書式の国際登録の分割申請書です。

ロ. 【添付書類】欄の記載方法

書式に添付する書類名と部数を次の例のように記載しますが、書式とともに提出しない書類は記載できません。

[例] 【添付書類】別紙第 41 号の 2 書式の国際登録の分割申請書 (MM22) 1 通

- ハ. 添付書類を電子画像に変換(スキャン)して提出する場合の留意事項

- 1) 添付書類として提出される電子画像の形式は、解像度 300dpi から 400dpi まで(300dpi を推奨)の白黒 TIFF (Tagged Image File Format) でなければなりません。
- 2) どうしても必要な場合は、グレースケール又はカラー画像として提出することができ、提出される電子画像の形式は、解像度 300dpi から 400dpi まで(300dpi 推奨)の JPEG (Joint Photographic Experts Group) でなければなりません。

二. 添付書類は PDF (Portable Document Format) として提出することができます。

◇改正の理由及び主な内容

代理人が商標登録に関する出願・請求などの手続きを行うため、当該書類に委任状を添付して提出する場合、「代理人に関する届出書」の提出が免除される対象に、国際商標登録出願に対する法定期限延長申請及び国際登録の存続期間更新申請を含め、その他、商標登録証などの書式を整備するなど、現行制度の運用上見られた一部の不備を改善・補完することを目的とするものである。

〈知識財産処提供〉

議案番号:2219441

提案日:2026年6月23日

提案者:キム・ナムグン議員、他16人

提案理由及び主要内容

現行法は、商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、損害と認められた金額よりも多額の賠償を義務付けることで、反復的な不法行為を防止し、商標権者又は専用使用権者の被害を実効的に賠償しようとする趣旨から、商標権又は専用使用権を侵害した者が故意又は過失により侵害行為を行った場合、5 倍以内の損害賠償責任を負わせる懲罰賠償制度が導入されているが、法院(裁判所)の判決では、平均して賠償額が損害として認められた金額の 1.5 倍以下にとどまっており、懲罰賠償の趣旨がしっかりと活用されていない。

20 世紀初頭に米国の公正競争法分野で導入された懲罰賠償制度の一種である 3 倍損害賠償 (Treble Damage) 制度は、少なくとも 3 倍の懲罰賠償を課すことで、故意又は悪意のある不法行為を予防する抑止効果があるという経済学界の分析などを踏まえ、故意又は悪意のある不法行為が認められた場合には、実損害の 3 倍と定められた金額を損害賠償額として 判決を下すよう、懲罰賠償制度が設計された。しかし、韓国の懲罰賠償制度は、これを算定する過程において、懲罰賠償の範囲を「3 倍以内」とし、懲罰賠償の範囲について法院の裁量に委ねた。しかし、実損害賠償制度にのみ慣れ親しんでいる法院は、実損害を重視する一般的な損害賠償制度とほぼ同様に懲罰賠償制度を運用しており、その結果、懲罰賠償制度が不法行為に対する予防的機能をしっかりと果たせていない。

そこで、懲罰賠償制度の趣旨に沿い、懲罰賠償の適用要件を満たす場合には、まず、実損害として認められた金額の 5 倍を原則として懲罰賠償額と定め、その上で、故意又は損害発生の懸念を認識していた程度、違反行為により被害者が被った損害の規模など、懲罰賠償の範囲を定める際に考慮される要素が、別途の証明を通じて認められる場合に限り、法院がこれを理由として 5 倍の懲罰賠償額を減額できるようにする(案 第 110 条)。

法律第 号

商標法一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第 110 条第 7 項中、「法院は、故意に」を「故意に」に、「当該者に対して」を「当該者は」に、「5 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる」を「5 倍の賠償責任を負う」に改め、同条第 8 項各号以外の部分中「第 7 項に基づく賠償額を判断する際には」を「裁判所は第 7 項にかかわらず」に、「考慮しなければならない」を「考慮して賠償額を減額することができる」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

議案番号:2219444

提案日:2026年6月23日

提案者:キム・ナムグン議員、他15人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、損害として認められた金額よりも大きな金額を賠償させることで、反復的な不法行為を防止し、特許権者又は専用使用権者の被害を実効的に賠償しようとする趣旨から、特許権又は専用実施権を侵害した者が故意又は過失により侵害行為を行った場合、5 倍以内の損害賠償責任を負うよう定める懲罰賠償制度が導入されているが、法院(裁判所)の判決では平均して賠償額が損害として認められた金額の 1.5 倍以下にとどまっており、懲罰賠償の趣旨がしっかりと活用されていない。

20 世紀初頭に米国の公正競争法分野で導入された懲罰賠償制度の一種である 3 倍損害賠償(Treble Damage)制度は、少なくとも 3 倍の懲罰賠償を課すことで、故意又は悪意のある不法行為を予防する効果を抑止効果があるという経済学界の分析などを踏まえ、故意又は悪意のある不法行為が認められた場合には、実損害の 3 倍と定められた金額を損害賠償額として判決を下すよう、懲罰賠償制度が設計された。しかし、韓国の懲罰賠償制度は、これを算定する過程において、懲罰賠償の範囲を「3 倍以内」とし、懲罰賠償の範囲について法院の裁量に委ねた。しかし、実損害賠償制度にのみ慣れ親しんでいる法院は、実損害を重視する一般的な損害賠償制度とほぼ同様に懲罰賠償制度を運用しており、懲罰賠償制度が不法行為に対する予防的機能をしっかりと果たせていない。

そこで、懲罰賠償制度の趣旨に沿って、懲罰賠償の適用要件を満たす場合、まず、実損害として認められた金額の 5 倍を原則として懲罰賠償額と定め、その上で、故意又は損害発生の懸念を認識していた程度、違反行為により被害者が被った被害の規模など、懲罰賠償の範囲を定める際に考慮される要素が、別途の証明を通じて認められる場合に限り、法院がこれを理由として 5 倍の懲罰賠償額を減額できるようにする(案第 128 条)。

法律第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 128 条第 8 項のうち、「裁判所は、他人の」を「他人の」に、「5 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる」を「5 倍の賠償責任を負う」に改め、同条第 9 項の各号以外の部分のうち、「第 8 項に基づく賠償額を判断する際には」を「裁判所は、第 8 項にかかわらず」に、「考慮しなければならない」を「考慮して賠償額を減額することができる」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

國務會議の審議を経た「知識財産基本法施行令」の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 6 月 23 日

國務總理 キム・ミンソク

國務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●大統領令第 36446 号

知識財産基本法施行令の一部改正令

「知識財産基本法施行令」の一部を次のように改正する。

第 4 条中の「第 8 号から第 11 号まで」を「第 6 号から第 11 号まで」とする。

第 6 条第 1 項各号を次のように改め、同条第 2 項中の「委嘱する」を「性別を考慮して委嘱する」とし、同条第 5 項中の「委員の任期は 2 年とする」を「委員の任期は 2 年とし、委員は 1 回のみ再任することができる」とする。

1. 知識財産戦略企画専門委員会
2. 知識財産振興・成長専門委員会
3. 知識財産保護・執行専門委員会
4. 知識財産活用・事業化専門委員会

第 15 条第 1 項第 1 号中の「高位公務員団に属する公務員および 3 級又はこれに相当する国家公務員」を「高位公務員団に属する公務員」とする。

附 則

この令は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、2026 年 9 月 4 日から施行する。

◇改正の理由及び主な内容

国家知識財産委員会の政府委員となる関係中央行政機関の長に、法務部長官および行政安全部長官を追加し、知的財産分野ごとに構成される専門委員会を、戦略企画、振興・成長など知的財産の中核業務を中心に全面的に再編するなど、現行制度の運営上見られた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

〈法制処提供〉

議案番号:2219597

提案日:2026年6月29日

提案者:キム・ナムグン議員、他16人

提案理由及び主要内容

現行法は、デザイン(意匠)権又は専用実施権を侵害した者に対し、損害と認められた金額よりも多額の賠償を義務付けることで、反復的な不法行為を防止し、デザイン権者又は専用使用権者の被害を実効的に賠償しようとする趣旨から、デザイン権又は専用実施権を侵害した者が故意又は過失により侵害行為を行った場合、5 倍以内の損害賠償責任を負わせる懲罰賠償制度が導入されているが、法院(裁判所)の判決では、平均して賠償額が損害として認められた金額の 1.5 倍以下にとどまっており、懲罰賠償の趣旨がしっかりと活用されていない。そこで、懲罰賠償の要件である法令違反の故意性が認められる場合、実損害として認められた金額の 5 倍を原則として懲罰賠償額と定め、デザイン権又は専用実施権を侵害した者が故意、あるいは損害発生の懸念を認識していた事、侵害行為によりデザイン権者又は専用実施権者が被った被害の規模などを考慮して、賠償額を減額できる事情を立証した場合に限り、懲罰賠償額を減額することにする(案 第 115 条)。

法律第 号

デザイン保護法一部改正法律案

デザイン保護法(意匠)の一部を次のように改正する。

第 115 条第 7 項のうち、「法院(裁判所)は、他人の」を「他人の」に、「5 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる」を「5 倍の賠償責任を負う」に改め、同条第 8 項の各号以外の部分のうち、「第 7 項に基づく賠償額を判断する際には」を「法院は、第 7 項にかかわらず」に、「考慮しなければならない」を「考慮して賠償額を減額することができる」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国知識財産処・中小ベンチャー企業部、人工知能(AI)を活用したスマート製造の未来技術の発掘に向け協力

韓国知識財産処(2026.6.16.)

- 「2026 年スマート製造戦略技術ロードマップ(2027～2029 年)」知識財産処・中小ベンチャー企業部が共同で着手
- 特許ビッグデータと産業現場のニーズを結合し、スマート製造戦略技術を導出

知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下「知財処」と中小ベンチャー企業部(ハン・ソンスク長官、以下「中企部」))は、AI ベースのスマート製造 3.0 戦略の成功的な推進と中小製造企業の競争力強化のため、「2026 スマート製造戦略技術ロードマップ(2027～2029)」の策定に共同で着手したと発表した。

スマート製造戦略技術ロードマップは、中企部が推進するスマート製造分野に特化したロードマップであり、スマート製造産業の将来の技術方向性を提示し、中小製造企業を中心とした研究開発戦略品目を導き出すために進められる。

昨年推進されたロードマップでは、スマート製造の 7 大戦略分野を対象に、▲技術革新型と▲現場ニーズ型のトラックを運営し、合計 49 の戦略品目を導き出した。

* (技術革新型)挑戦的・未来志向的な技術、(現場ニーズ型)技術成熟度および現場需要の高い技術

昨年の AI 基盤スマート製造 3.0 戦略に基づき、スマート製造の 7 大戦略分野から、今年は「スマート製造技術産業の特殊分類(案)」*へと分析範囲を拡大し、より体系的かつ広範な将来有望技術の発掘(2025 年)49 品目 → (2026 年)100 品目以上)を推進する。

* スマート製造技術産業特殊分類(案):4 つの大分類、7 つの中分類、34 つの小分類

特に今回のロードマップは、スマート製造分野において中企部と知識財産処が連携して推進する初の事例であり、中小製造業の現場の需要と特許ビッグデータ分析を組み合わせた高度化された戦略技術発掘体制を構築するという点で大きな意義がある。

知識財産処は、「特許ビッグデータに基づく産業革新支援事業」を実施し、グローバル特許の動向、技術競争の構図、有望技術分野などに関連する専門的な分析を支援する予定だ。

特許分析は、検索式や分析方法論などによって結果が異なる可能性があるため、公信力と専門性が重要だ。そこで、知識財産処の特許分析能力を活用し、スマート製造分野の技術競争力と将来の成長可能性をより客観的に分析する計画だ。

実務面では、中小企業技術情報振興院（以下、TIPA）と韓国特許戦略開発院（以下、KISTA）が協力して事業を遂行する。TIPA は産業・技術分析と戦略品目の抽出を担当し、KISTA は特許ビッグデータに基づく技術分析を支援する。

両機関は、今回のロードマップで、スマート製造の供給企業と需要企業が活用できる高品質な戦略情報を提供し、今後の研究開発投資の方向性の設定や技術の事業化、グローバル進出戦略の策定などにロードマップを活用する計画だ。

中企部のクォン・スンジェ地域企業政策官は、「知識財産処との協業により、スマート製造の戦略技術の発掘における客観性と専門性を高め、単なる R&D 情報の提供にとどまらず、中小製造企業の実行型 R&D につながるロードマップを構築する」と語った。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「世界の最新技術動向が反映された特許ビッグデータは、将来の技術競争力を予測し、研究開発の方向性を示すコア資産である」とし、「特許ビッグデータの分析を通じて、スマート製造分野における戦略技術の発掘と国家の研究開発政策の策定を積極的に支援していく」と述べた。

なお、中企部が今年推進するスマート製造戦略技術ロードマップは、来年（2027）上半期に公開される予定だ。

2-2 韓国知識財産処、洋上風力産業の知的財産競争力強化に向けた現場の声に耳を傾ける

韓国知識財産処 (2026.6.17.)

- 洋上風力分野における産・学・研・官の現場懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月17日(水)13時に麗水(ヨス)EXPO コンベンションセンター(全羅南道麗水市)において、洋上風力分野の知的財産競争力強化に向けた現場懇談会を開催すると発表した。

エネルギー転換が加速し、中東情勢の不確実性などにより、エネルギー安全保障の重要性が高まる中、再生可能エネルギーの中核的な軸である洋上風力の重要性も高まっている。これを受け、知識財産処は洋上風力分野における産業現場の意見をヒアリングし、韓国企業や研究機関の技術・特許競争力および知的財産対応力を強化するため、今回の懇談会を設けた。懇談会には、ドゥサンエナビリティ、ユニソン、エネルギー技術評価院、済州(チェジュ)大学、韓国風力産業協会など、洋上風力エコシステム全般の関係者が参加する。

知識財産処は、洋上風力分野の特許動向を発表し、韓国特許戦略開発院が産・学・研の強力な知的財産権確保を支援する IP-R&D*事業を紹介する。続いて、洋上風力分野における特許競争力の確保政策や、産業現場の主要な課題、問題点・要望事項を幅広く聴取する。知識財産処は、集約された現場の意見を政策に反映させ、韓国企業や研究機関の知的財産に基づく成長を支援していく計画だ。

* IP-R&D: 特許情報を詳細に分析して研究開発の方向性を設定し、強力な権利範囲を持つ優秀特許(中核・源泉特許)の確保を支援する事業

韓国風力産業協会のキム・ガンハク会長は、「洋上風力産業が急速に成長する過程において、遅れをとっている先端技術を開発・確保し、知的財産権を保護することが何よりも重要になっている」とし、「政府と業界が直接意見交換の場が設けられたことを歓迎し、現場の声が実質的な政策につながることを期待する」と語った。

韓国知識財産処のチョ・ヨンギル機械金属審査局長は、「昨年、知識財産処は AI などの先端分野を対象に、1 ヶ月以内に特許審査を行う超高速審査を導入するなど、有意義な成果を上げた」とし、「こうした取り組みを継続し、洋上風力分野においても、韓国企業や研究者が肌で感じられる実効性のある支援を強化していく」と述べた。

2-3 韓国知識財産処、若手の起業家・発明家の生の声に耳を傾ける

韓国知識財産処 (2026.6.17.)

- 知的財産を基盤とする若手の起業家・発明家との「青年交流イベント」を開催
- 起業の問題点、若者に関する政策の提案など、現場の声を聴取…YouTube での生中継も併せて実施

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 17 日(水)15 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、知的財産を基盤とする若手の起業家・発明家らと共に、知的財産基盤の起業エコシステムの発展方向を模索するため、現場での懇談会を開催する。

最近、人工知能(AI)時代が本格化するに伴い、アイデアを知的財産として権利化するだけでなく、知的財産を基盤とした起業を通じて市場の価値を創出する能力の重要性がますます高まっている。これを受け、知識財産処は、若手の起業発明家たちが現場で肌を感じている課題や政策ニーズを直接ヒアリングし、発明教育から知的財産基盤の起業までにつながる成長支援体制を検証するため、現場での懇談会を設けた。

今回の懇談会には、知識財産処、韓国発明振興会、次世代英才企業家教育院の関係者および若手の起業家・発明家*などが参加する。知識財産処は、懇談会を開催することで、教育院修了後に知的財産基盤の起業にチャレンジしている若手たちの投資誘致、技術の権利化など現実的な課題や政策ニーズを集め、今後の知的財産政策の方向性を模索する計画だ。また、発明教育から起業へとつながる成長支援体制の補完方向についても、多様な意見を収集する予定だ。

* 創造的な問題解決能力と起業家精神を備えた、知的財産基盤の未来革新人材を育成している次世代英才企業家教育院(KAIST、POSTECH)の修了生で構成

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「若手の起業家たちは、未来の革新を牽引する主役であり、最も早く現場の変化を経験する当事者である」とし、「本日の懇談会での声を基に、知的財産を基盤とする若手の起業家たちが成長できる支援体制を強化していく」と述べた。

2-4 韓国医療機器産業のグローバル化、知的財産がさらなる原動力となる

韓国知識財産処 (2026.6.18.)

- 知識財産処、医療機器専門企業の(株)セラジェムと現場での懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月18日(木)14時に、医療機器専門企業の(株)セラジェム(忠清南道天安市)を訪問し、現場懇談会を開催すると発表した。

高齢化と健康管理需要の増加により医療機器市場が拡大している中、2025年の韓国国内医療機器生産額は12兆3,558億ウォン、輸出額は53.7億ドルとなり、前年比それぞれ8.1%、2.2%増加*し、着実に成長している。今回の懇談会は、こうした成長傾向の中で、特許審査に関する問い合わせや製品の模倣・複製への対応など、知的財産全般に関する現場の課題をヒアリングし、医療機器分野における知的財産競争力の強化策を議論するために設けられた。

* 出典:「2025年医療機器生産および輸出入実績統計資料」、食品医薬品安全処(2026年5月)

(株)セラジェムは、1999年の海外進出以来、約70カ国に製品を供給して技術力を認められており、直近10年間(2016～2025)に157件の特許を出願するなど、知的財産に基づく技術競争力の強化に注力している。

懇談会では、知識財産処が医療機器分野の特許動向分析結果を共有し、企業の権利確保を支援する制度を紹介する予定だ。(株)セラジェムは、研究開発および輸出の過程で経験した特許出願・登録の困難や、韓国国内外の特許侵害への対応に関する課題、制度改善の意見などを伝える計画だ。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「医療機器産業は高齢化時代において需要が急速に増加しているだけでなく、海外進出も加速しており、知的財産の重要性がますます高まっている」とし、「現場の声を審査政策に反映させ、韓国企業が知的財産を足掛かりとして世界の舞台へと進出できるよう、積極的な支援を続けていく」と述べた。

2-5 特許技術賞を受賞した企業「事業化に大いに役立った」…信頼性・認知度の向上効果が顕著

韓国知識財産処 (2026.6.18.)

- 最大の効果は、発明品の信頼性向上による売上増加効果 (68%)

特許技術賞の受賞が、発明品の売上増加など、事業におけるポジティブな効果につながっていることが確認された。特許技術賞は、発明者の士気を高め、国民全体に発明ムードを拡散させるため、特許審査官が優れた発明を直接発掘・選定し、発明者に授与する制度である。

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、直近 5 年間(2021~2025)の特許技術賞の全ての受賞者(47 社)を対象にアンケート調査(2026.6.4.~6.11.)を実施した結果、回答者(25 社、回答率 53%)のうち 72%が、「特許技術賞が発明の事業化に大いに役立った」と回答したと発表した。受賞が企業に与えた影響としては、発明品の信頼性向上による売上増加が最も多く(68%)、受賞に伴う企業の認知度向上(52%)がそれに続いた(複数回答可)。

今回のアンケート調査で、制度改善に関する意見を聞くこともできた。回答者らは、現行の特許技術賞制度において最も改善が必要な点として(1) 特許技術賞受賞作に対する広報の強化(44%)、(2) 発明の事業化資金やコンサルティングなど、事業化への後続支援の強化(20%)、(3) 申請書式の簡素化(16%)、(4) 受賞作の選定基準の改善(16%)を挙げた。これを受け、知識財産処は今回のアンケート結果を活用し、今後、特許技術賞制度を改善する予定だ。

知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「特許技術賞は過去 34 年間、大韓民国のイノベーション成長エンジンとなる優れた発明を発掘し、その価値を広く伝えてきた」とし、「今後も特許技術賞制度を継続的に改善し、事業化に実質的な助けとなるよう、優れた発明品を積極的に発掘していく予定であるため、多くの発明者の皆様の関心と参加をお願いしたい」と述べた。

なお、今年の特許技術賞は 6 月 30 日(火)まで申請を受け付けている。詳細は、知識財産処のホームページ*で確認するか、知識財産処の特許制度課(042-481-3567)まで問い合わせればよい。

*ホームページ(moip.go.kr) → お知らせ → 表彰および行事 → 特許技術賞

2-6 特許審判院、IP5 会議で米国の特許無効審判(IPR)に関する韓国企業の意見を伝達

韓国知識財産処 (2026.6.18.)

-特許審判院、IP5 審判院長会合に出席

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、6 月 17 日(水)に日本の仙台で開催された「第 7 回五大特許庁(IP5 特許審判院長会合*)」に出席し、各国の審判機関と主要な政策課題を共有し、審判制度の発展に向けた協力策について議論したと発表した。

* 韓国、米国、日本、中国、欧州の特許審判機関長が参加する最高レベル協議体

今回の会合で、特許審判院は、人工知能(AI)技術を活用した審判の効率的な処理、口頭審理の活性化などを通じた審判の品質向上といった主要な懸案について議論する一方、最近の米国における特許無効審判(IPR、Inter Partes Review)制度の運用に関連して、韓国企業が提起した意見を米国特許審判控訴委員会(PTAB)に伝えた。

米国内で特許侵害訴訟に巻き込まれた際、その防御手段として活用される特許無効審判の開始(Institution)要件が厳格化されたことに伴い、最近、韓国の主要企業や特許専門家らは、韓国企業が米国で無効審判を活用する際に困難を抱えており、今後、無効審判の開始可否に関する予測可能性を高める必要があるとの意見が提示されていた。

特許審判院は、こうした現場の意見を米国側に伝え、海外の知財紛争がより効果的に進められるよう、制度的な環境整備の必要性を強調した。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「特許審判院は、審判の品質向上と迅速な権利救済のために、継続的に制度を改善している」とし、「今後も各国の審判機関との協力を強化し、より効率的で信頼される審判サービスを提供できるよう努力していく」と述べた。

2-7 特許が資産となる時代が到来する

韓国知識財産処(2026.6.18.)

- 知識財産処、1,367 億ウォン規模の知的財産(IP)投資ファンドを結成
- 3 つの分野(IP 直接投資、IP 取引・事業化、特許技術の事業化)に母胎ファンド 325 億ウォンを出資

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、今年 1,367 億ウォン規模の知的財産(IP)投資ファンドを結成し、優れた IP を保有する中小企業・開拓企業や IP を収益化する事業への投資を拡大する計画であると発表した。

今年結成されるファンドは、(1)IP 直接投資(167 億ウォン)、(2)IP 取引・事業化(200 億ウォン)、(3) 特許技術の事業化(1,000 億ウォン)の 3 つの分野で、総額 1,367 億ウォン規模であり、そのうち母胎ファンド*の特許勘定が呼び水として 325 億ウォンを出資**する。

*母胎ファンド:韓国母胎ファンド:毎年の予算配分に応じて投資金額が決定されるなど、供給者中心の投資政策から脱却し、市場需要を反映した回収財源の再循環方式により、安定的なベンチャー投資財源供給体系を整えるため、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づき、2005 年に組成され運営されている。

**特許勘定の出資金額:IP 直接投資 100 億ウォン、IP 取引・事業化 100 億ウォン、特許技術の事業化 125 億ウォン

(1) IP 直接投資ファンドは、韓国の IP 収益化専門機関が策定した IP 収益化事業に投資するファンドであり、韓国の中核特許を先んじて買い取り、ライセンス契約や特許侵害訴訟などを通じて海外企業を対象に収益化を図る役割を担う。一般的なベンチャーファンドのように企業に持ち分投資する形ではなく、IP を直接買い取り・活用する事業に投資することが特徴である。

特に今年は、IP 直接投資ファンドの運用難易度とそれに伴う民間出資者(LP)の募集の難しさを勘案し、政府の出資比率を従来の 50%から 60%に引き上げる。併せて、優先損失充当*の範囲を母胎ファンドの出資金の 15%以内から、ファンド結成規模(母胎ファンドの出資金+民間出資金)の 10%以内に改定するなど、関連するインセンティブ策も拡大される。

* 民間出資者が損失を被った場合、母胎ファンド(特許勘定)が先に損失を充当する制度

(2) IP 取引・事業化ファンドは、特許技術取引市場を活性化させるため、韓国の中小企業、大学・公的研究機関の特許技術の移転を受け、事業化する企業または事業に投資する。また、同ファンドでは、優良 IP を保有するスタートアップ企業や中小企業などの旧株*の取得も一部許可し、初期段階の企業に投資した創業成長支援機関やベンチャーキャピタルの中間回収も支援する計画である。

* 既発行株式および株式関連債券(無担保転換社債、無担保新株引受権付社債など)を含む

(3) 特許技術事業化(深層技術・IP)ファンドは、韓国成長金融と共同出資*して結成するファンドであり、▲12 大国家戦略技術分野の企業、▲優秀技術評価を受けた企業、▲投資前に IP 価値評価を受けた特許技術事業化企業に投資する。これにより、深層技術分野の革新企業が IP を基盤に事業化に成功できるよう、資金を集中的に供給する予定である。

* 母胎ファンドの特許勘定が 125 億ウォン、「成長はしごファンド 2」が 375 億ウォンを出資

知識財産処は、2006 年の母胎ファンドの特許勘定の発足以来、2025 年末までに総額 2 兆 7,548 億ウォン規模の投資ファンドを結成し、1,479 社に 2 兆 2,808 億ウォンを投資してきた。その結果、投資を受けた企業のうち 130 社が KOSDAQ 市場に上場し、2025 年に新規上場した巨大スタートアップ 4 社のうち 2 社(フリオサ AI、ギャラクシーコーポレーション)を輩出するなど、優れた投資成果を達成した。

知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「母胎ファンドの特許勘定は、知的財産(IP)の収益化に向けた確かな足がかりとしての役割を果たしてきた」とし、「今後も、IP を基盤とする革新企業が国際的な強小企業へと飛躍できるよう支援するとともに、韓国の特許技術に投資し、海外の特許侵害訴訟などを通じて得た収益が再び韓国国内に回収され、再投資される好循環の仕組みを構築していく」と述べた。

一方、今回の母胎ファンド特許勘定の出資事業への参加を希望する運用会社は、韓国ベンチャー投資のホームページ*で 2026 年 6 月の随時出資事業の公告を確認し、7 月 8 日(水)～15 日(水)までオンラインで提案書を提出すればよい。また、出資事業への理解を深めてもらうため、オフラインの出資説明会(7 月 3 日(金)14 時、韓国ベンチャー投資ビル 4 階ユニコーン会議室)を開催する予定だ。

* www.kvic.or.kr

2-8 韓国企業・大学の営業秘密、人工知能で賢く守る

韓国知識財産処(2026.6.18.)

- 知識財産処、人工知能(AI)を活用した営業秘密管理システムの開発に着手

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 19 日、企業が営業秘密を簡単かつ手軽に管理できるよう、AI を活用した営業秘密管理システムの開発に着手したと発表した。

従来の営業秘密管理システムは 2012 年に構築され、これまで約 1,000 社で利用されてきた。しかし、従来のシステムは、営業秘密文書に該当するか否かを企業の担当者が直接判断して分類する作業が必要であり、その過程における分類の難しさや利用の不便さから、システムのアクセシビリティが低いという指摘が相次いでに提起されていた。

知識財産処は、こうした問題を解決するため、老朽化した従来システムを全面的に刷新し、AI を活用することで、営業秘密の等級分類から漏洩防止に至るまで、営業秘密管理の全てのプロセスにおいてユーザーの利便性を高め、企業の営業秘密保護能力を強化する計画だ。

AI を活用した営業秘密管理システムの主な機能には、①営業秘密文書の等級自動分類 ②アクセス権限管理および異常行動の検知 ③セキュリティ文書の持ち出し承認および識別マークの適用 ④営業秘密の原本証明サービスとの連携などが含まれる。

知識財産処は年内にシステム開発を完了し、企業・大学などに普及させる予定であり、ユーザーの意見を積極的に取り入れ、継続的にシステムを高度化していく計画だ。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「最近、技術流出による企業の被害が増加している状況において、AI などの先端技術を活用した先進的な保護体制の構築が重要である」とし、「今後も企業が容易かつ安全に営業秘密を保護できる環境を整えていく」と述べた。

2-9 AI の大変革から通商の懸案まで、主要国の知的財産に関する懸案を集中的に検証

韓国知識財産処 (2026.6.22.)

- 知識財産処、第 1 回海外知的財産担当官会合を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 22 日(月)14 時、政府大田庁舎(大田市西区)15 階の大会合室にて、米国・日本・中国・欧州連合(EU)およびジュネーブ駐在の知的財産担当官

と韓国知的財産協会、大韓弁理士会、知的財産団体総連合会などの関係機関の関係者が出席する中、「第1回海外知的財産官会合」をオンライン・オフラインのハイブリッド方式で開催したと発表した。

今回の会合は、人工知能(AI)による大変革と技術覇権争いの激化に伴い、急速に変化する主要国の知的財産政策および通商懸案事項を検証し、知識財産処が推進している「K-ブランド認証制度」の現地における履行方策を議論するために設けられた。

海外の知識財産担当官らは、▲AI 関連の知的財産政策 ▲知的財産の金融および事業化 ▲知的財産の保護・執行と紛争 ▲米国との関税交渉など、主要な知的財産通商の懸案を中心に、担当地域の政策・産業動向を共有した。出席者らは、主要国の制度変化が韓国企業に及ぼす影響を検討し、海外で発生する困難を解消するための方策を模索した。

知識財産処は、会合で把握した主要国の政策や産業情報を関係部署および機関に迅速に伝達し、韓国企業の海外における知的財産の確保・活用・保護に向けた政策に反映させる計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「AI や先端技術により、国家間の競争が激化する中、知的財産が産業競争力と経済安全保障を左右する中核要素として浮上している」とし、「海外知的財産官を通じて主要国の政策や市場の変化を適時に把握し、韓国企業が海外で知的財産を安定的に確保・活用・保護できるよう支援を強化していく」と述べた。

2-10 特許審判、これからは自宅から参加できる…オンライン口頭審理でアクセシビリティが向上

韓国知識財産処 (2026.6.22.)

- 特許審判院、インターネット映像による口頭審理を実施…海外在住の当事者も参加可能
- 政府の「オンナラ」パーソナル PC、映像会議を活用し、審判へのアクセスを拡大

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、7 月から、特許審判を利用する顧客の審判へのアクセスを向上させるため、「インターネット映像による口頭審理」を本格的に実施すると発表した。

インターネット映像の口頭審理は、従来の対面方式から脱却し、政府の「オンナラ」パーソナルコンピュータ(PC)映像会議システムを活用することで、事務所や自宅など場所を問わず参加できる新しい方式の口頭審理である。当事者や代理人が審判廷に直接出頭しなくても、インターネット接続で口頭審理に参加できるため、移動時間や費用の負担を軽減し、審判へのアクセスビリティを向上させることができると期待される。

これまで口頭審理に出席するためには、特許審判院(大田)または知識財産処ソウル事務所に直接出頭しなければならなかった。このため、移動や時間の負担などにより当事者の出席は容易ではなかったが、インターネット映像口頭審理の導入により、より便利に口頭審理に参加できるようになった。特に海外からでも、物理的な距離や費用などの問題で参加が困難だったが、今後は海外からも直接口頭審理に参加し、意見を陳述できるようになった。

実際、今年上半期に行われたインターネット映像による口頭審理の試験運用に参加した人々は、場所の制約なく審理に参加できる点や、移動の負担が軽減された点などを肯定的に評価した。

審判の当事者は、口頭審理の開催申請時にインターネット口頭審理を選択するか、口頭審理期日指定通知後に変更申請書を提出して申請することができる。ただし、当事者がインターネットに接続する場所が物理的なセキュリティ面で脆弱である可能性がある点を考慮し、公開で行われる口頭審理に限り申請が可能である。非公開の口頭審理の場合は、従来のように対面審理、または知識財産処ソウル事務所に出席して進行する遠隔映像審理方式で運営される。

* 2025 年の口頭審理開催件数: 合計 582 件(特許審判院(対面): 392 件、大田・ソウル(遠隔映像): 190 件)

** 2025 年の非公開口頭審理実施件数: 6 件

特許審判院のキム・ギボム院長は、「インターネット映像による口頭審理は、場所の制約を克服し、誰もがより便利に審判手続きに参加できるようにするための制度である」とし、「試験運用過程で提起された意見を積極的に反映させ、安定的で便利な審判サービスへと発展させていく」と述べた。

韓国知識財産処 (2026.6.22.)

- 知識財産処、「2026 年官民連携 IP 戦略支援ミートアップデー (Meet-up Day)」を開催
- スタートアップ企業、民間投資機関、知的財産専門機関など約 200 名が 2 日間にわたり密接に交流

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 22 日(月)から 23 日(火)にかけて、GS タワー(ソウル市江南区)のアモリスホールにて、「2026 年官民連携 IP 戦略支援ミートアップデー (Meet-up Day)」を開催すると発表した。

今回のイベントは、「官民連携 IP 戦略支援」事業との実施機関(民間投資機関、知的財産専門機関)とスタートアップ企業とのネットワークを強化し、後続投資など実質的なイベント成果を生み出すために企画された。「官民連携 IP 戦略支援」は、民間投資機関が直接投資したスタートアップ企業に、特許法人などの知的財産専門機関をマッチングさせ、専門的な知的財産コンサルティングを提供するイベントである。

特に今年は、事業に参加するスタートアップ企業の規模が昨年の 35 社から 60 社へと大幅に拡大されたことに伴い、企業間の十分なコミュニケーションと充実したネットワークを保証するため、2 日間にわたってイベントを実施する。

イベントには、今年選定された 27 の遂行機関と 60 社スタートアップ企業、信用保証基金などの特別招待投資会社を含め、合計約 200 名の関係者が参加する予定だ。

主な参加活動としては、▲実施機関およびスタートアップ企業の紹介 ▲実施機関とスタートアップ企業のマッチング ▲事業の専門性強化のための特別講演などが多彩に展開される。特に、民間投資機関が直接、自らの投資哲学や育成参加活動について説明し、関心のあるスタートアップ企業が訪れて 1 対 1 の相談を行うなど、マッチングを通じて今後の投資の可能性を最大化する。

また、スタートアップ企業の革新的な成長を支援するため、プライマー・サジェ・パートナーズのクォン・オサン代表による投資誘致の秘訣に関する講演や、税務法人ガオンのイ・スヨン税理士による創業初期の必須税務戦略に関する特別講義が、イベントの 2 日間にわたり順次行われる。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「知識財産は単なる権利保護にとどまらず、企業の将来価値を測る最も確実な指標である」とし、「投資と知識財産戦略を有機的に結びつけ、スタートアップ企業の成功と支援を拡大していく」と述べた。

2-12 韓国の知的財産金融の経験をベトナムと共有する

韓国知識財産処 (2026.6.22.)

- 知識財産処、ベトナムの知的財産関係者を対象としたカスタマイズ型教育課程を実施
- 知的財産の価値評価から金融・技術移転の実務まで、韓国の知的財産活用のノウハウを伝授

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知識財産研修院は、6月22日(月)から25日(木)まで、国際知識財産研修院(大田 儒城区)において、ベトナムの知的財産関連公務員、大学・研究機関の関係者および企業の担当者22名を対象に、「2026年 韓国・ベトナム知的財産関連従事者の教育課程」を実施する。

本研修は、ベトナムの知的財産における専門性強化を支援し、両国間の知的財産協力を拡大するために設けられた。また、韓国・ベトナム首脳会談(2026.4.22)を契機に、知識財産処とベトナム科学技術省(MST, Ministry of Science and Technology)が締結した「知的財産分野における深化協力に関する覚書(MOU)」の後続協力事業として推進される。本研修は、覚書の締結後に推進される最初の協力事業であり、両国間の知的財産協力を具体化する意義を持つ。

本研修テーマは「知的財産の価値評価および金融(IP Valuation & Finance)」である。参加者は、
▲知的財産の価値評価の方法論 ▲知的財産金融の概念と活用 ▲韓国の知的財産金融政策および支援体制 ▲知的財産の収益化戦略 ▲使用権交渉および契約実務 ▲技術移転の成功事例など、韓国の先進的な知的財産金融および事業化の経験全般について学ぶ予定である。

また、本課程では、知識財産処、韓国発明振興会、技術保証基金、信用保証基金などの主要機関が構築してきた韓国型の知的財産金融支援体制と運営事例を共有することで、ベトナムの知的財産金融制度の発展や革新企業の成長基盤の構築にも貢献することが期待される。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知的財産研修院長は「本研修は、韓国・ベトナム首脳会談を契機に締結された知的財産分野における深層協力に関する覚書の初の本格的な後続事

業であり、両国間の協力を実質的な成果につなげる出発点だ」とし、「韓国の知的財産価値評価および金融の経験を共有することで、ベトナムの知的財産における専門性強化に貢献し、韓国企業のベトナム進出環境の改善にも役立つことを期待している」と述べた。

2-13 特許審判の現場の変化を読み解き、制度改善の解決策を見出す

韓国知識財産処(2026.6.22.)

- 特許審判院と KINPA による審判制度改善懇談会を開催

国際特許紛争の中心地である米国審判に関する韓国企業の生々しい経験を共有し、韓国の審判制度の改善方向を模索する場が設けられる。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、6月23日(火)15時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)のフンミンジョンウムホールにて、韓国知識財産協会(KINPA)の会員企業と共に特許審判制度に関する懇談会を開催すると発表した。

* (KINPA) 知的財産分野における相互協力を目的に 2008 年に発足し、現在約 300 社の会員企業が参加

今回の懇談会において、特許審判院は、無効審判における訂正請求の適法性判断、公知例外規定の解釈など、実務の参考となる 2025 年の代表的な特許判決を紹介する。併せて、審判制度の実効性を強化するための迅速審判、敗訴者が負担することになる審判費用の改善方向などについても議論する。

*(周知の例外)特許出願前の論文発表や製品公開などで発明が知られていたとしても、新規性がないとして出願が拒絶されないよう例外を認める制度

また、KINPA 側からは、LG エナジーソリューションのヨ・ウソク責任者が「最近の米国特許無効審判(IPR)の実務の変化と企業の対応戦略」と題した発表を行い、米国特許無効審判において「実質的利害関係者(RPI、Real Party-in-Interest)」の規定を活用して、審判を有利に進めた事例*を取り上げながら、困難な海外特許紛争のハードルを乗り越えるための別の戦略について共有する予定だ。

* 利害関係者が審判請求を行えると規定する韓国とは異なり、米国の特許無効審判(IPR)では第三者が審判請求を行うことはできるが、その代わりに RPI を明示するよう規定・確認が強化されており、最近、中国政府関連企業が請求した無効審判事件において、米国特許審判院は当該

事件の関係者として「政府は審判請求人の適格(person)に該当しない」として審判開始を拒否する決定を下した

特許審判院のキム・ギボム院長は、「現場の声と経験こそが、韓国の制度を変える最良の解決策となる」とし、「企業と密接にコミュニケーションを取りながら、制度改善に向けた努力を続けていく」と述べた。

2-14 韓国知識財産処、主要芸能事務所と「パブリシティ権の保護協議体」を発足

韓国知識財産処(2026.6.23.)

－ 芸術家の肖像・氏名の無断使用および K-グッズの権利侵害への対応に向けた官民協力体制の構築

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月23日(火)15時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、韓国国内の主要5大芸能事務所とともに「パブリシティ権保護協議体」の発足式を開催する。

※ 芸能事務所: CJ ENM、HYBE、JYP エンターテインメント、SM エンターテインメント、YG エンターテインメント(アルファベット順)

今回の協議体は、K-文化の普及に伴い増加しているパブリシティ権の侵害および K-グッズの侵害に対し、より迅速かつ実効的に対応するために設けられた。

パブリシティ権とは、有名人の肖像・署名などを商業的に利用できる権利であり、2022 年の不正競争防止法改正によりパブリシティ権侵害行為に対する行政調査が可能となり、2024 年には是正命令制度が設けられ、実効的な保護体制が整えられた。

しかし、オンライン上ではパブリシティ権を侵害したコンテンツが短時間で広範囲に拡散するだけでなく、オフラインでも偽グッズの流通が繰り返されており、個別事務所や政府単独での対応には限界があるという指摘も続いてきた。特に最近では、AI を活用した侵害が拡大しており、これに対する実効的な制度改善も急務となっている。

このような現場の声を受け、知識財産処は主要な芸能事務所とともに官民協力体制を構築し、
▲パブリシティ権および K-グッズの侵害事例の共有 ▲侵害情報の迅速な確認および行政調査・取り締まりの連携 ▲是正命令などの実効性向上 ▲AI による侵害対応に向けた制度改善課題の発掘などを推進する計画だ。

この日の発足式では、現場における主な侵害事例や対応上の課題を共有し、保護の実効性を高めるためにどのような政策と制度改善が必要かであるかについて議論する。

知識財産処は今後、協議体を定例的に運営し、現場の侵害類型や関連政策、制度改善のニーズを継続的に検証していく計画だ。これにより、パブリシティ権と K-グッズに対する保護を一層強化していく予定である。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「パブリシティ権と K-グッズの保護は、K-コンテンツ産業の正当な価値を守ることである」とし、「現場を最もよく知る芸能事務所と知識財産処の調査・執行機能が連携してこそ、実効性のある対応が可能になる」と述べた。

さらに、「2022 年にパブリシティ権の保護制度を導入した際、不正競争防止法の改正を推進しただけに、並々ならぬ責任を感じている」とし、「本日の協議体の発足を契機に、官民が協力し、韓国の芸術家や創作者の正当な権利が尊重されるようにしていく」と付け加えた。

2-15 K-知的財産行政システム、北アフリカのチュニジアで順調に導入

韓国知識財産処 (2026.6.24.)

- チュニジアにおけるデジタル知的財産行政サービスの本格化に向けたシステムの稼働を開始

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、チュニジア特許庁とともに、6 月 24 日(水)午前 10 時(現地時間)、チュニジアのチュニスにて「チュニジア産業財産権公共行政情報システム改善事業*」の開通式を開催する。両機関は、デジタル基盤の知的財産行政システムの開通を記念し、両国間の知的財産協力の成果を共有する予定である。

* 法制度および情報化に関するアドバイス、行政支援システムおよび国民向け支援システムの構築、システムの安定化および運用支援、実務者の専門性強化のための招待研修、ユーザー教育、機材調達支援など

本開通式は、韓国の先進的な知的財産行政の経験とデジタル技術に基づき、チュニジアに構築された「K-知識財産行政システム」の本格的な運用を記念するために設けられた。チュニジア側からは、産業・エネルギー・鉱物省大臣代行*、チュニジア特許庁長官および関係公務員が参加し、韓国側からは駐チュニジア大韓民国大使、知識財産処の関係者、システム構築を遂行した韓国特許情報院長、KOICA チュニジア事務所長らが出席する。

* チュニジア特許庁は産業・エネルギー・鉱物省の傘下機関であり、現在大臣の空席に伴い、住宅・設備大臣が大臣職務を代行している

今回の事業は、KOICA(韓国国際協力団)と韓国特許情報院における公共協力事業の初の事例であり、2023年に373万ドル(約42億ウォン)の政府開発援助(ODA)予算により開始され、来年末まで実施される。今回の事業により、チュニジア特許庁は、特許・商標・意匠の出願、検索および申請処理業務などを電子的に処理できる基盤を整えることになった。

新たに構築されたシステムは、出願人や企業がオンラインで便利に知的財産サービスを利用できるよう支援し、業務処理の迅速性と透明性を高めることで、チュニジアの知的財産行政サービスの品質向上に貢献することが期待される。

また、今回の事業は、韓国の優れた電子政府および知的財産行政の経験をアフリカ地域に広める代表的なデジタル公共協力の事例として評価されており、両国間の協力関係をさらに強固にし、今後アフリカ地域との知的財産協力拡大のための基盤となるものと考えられる。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「チュニジアの知的財産行政のデジタル転換を支援した今回の事業は、K-知的財産行政システムの優秀性と信頼性を改めて実証した事例だ」とし、「今後も知的財産分野における国際協力を拡大し、韓国のデジタル行政の経験を世界と共有し、協力国の知的財産行政の近代化を積極的に支援していく」と述べた。

- ▲ 大学・公的研究機関の未活用・放棄特許の研究者への返還手続きを簡素化、権利移転時点を統一
- ▲ 知的財産支援事業において、産業部・中企部の研究開発に対する職務発明制度導入企業の優遇を拡大
- ▲ 大学・公的研究機関と企業が共同所有する知的財産の収益分配を促進、紛争解決のための「職権調停制度」を導入

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月25日(木)午前10時、政府ソウル庁舎で開催された「第41回国家知識財産委員会」において、研究者の創造的な研究活動を促進し、技術革新を加速化するための「職務発明制度の改善および活性化策(案)」を発表した。

職務発明制度は、研究者・従業員が開発した技術を企業や大学などに安定的に承継して資産化し、これに対する正当な報酬で優秀な人材を確保するための中核制度である。しかし、これまで制度が複雑であったため研究現場に混乱が生じており、運営上の困難や導入企業に対するインセンティブの不足などにより、中小企業の制度導入率は5.1%程度にとどまるなど、制度の活性化には限界があった。

韓国政府はこうした問題を解決するため、大学・公的研究機関や企業など研究現場の声を取り入れ、①大学・公的研究機関の規制の合理化、②民間企業へのインセンティブの拡大、③職務発明の共生基盤の整備という3大戦略と10の重点課題を策定した。

戦略① 大学・公的研究機関の職務発明特許規制の合理化

まず、大学や公的研究機関(公研)における深刻な行政力負担を防ぐため、放棄特許の返還手続きを簡素化する。従来はすべての研究者に個別に通知しなければならなかったが、今後は連絡先が登録されている研究者を中心に通知義務を効率化する。また、発明振興法と特許法間の権利移転時期の不一致となっていた問題を特許法基準に統一し、法的な混乱を解消する。

併せて、技術料の使用に関する自律性を大幅に強化する。研究者および事業化担当人材に対する統合的な報酬や知的財産関連費用の自律的な配分範囲を広げ、積極的な技術事業化を誘導する。

戦略② 民間企業における職務発明制度の導入に対するインセンティブの拡大

企業の制度導入を促進するため、政府支援事業の優遇措置を大幅に拡大する。知的財産権連携研究開発戦略支援事業(IP-R&D)など、知的財産関連支援事業の優遇対象を現行の6件から2027年までに20件以上に増やし、産業部・中企部の研究開発事業において課題選定時に加点を付与するなど、「優遇分野」を新設する。

企業の負担を軽減するため、「職務発明報奨優秀企業認証*」の有効期間を3年から4年に延長し、職務発明制度に関するアドバイスを単なる1回限りの支援から脱却し、制度導入前後を網羅する「全ライフサイクル段階別助言」へと改善する。

* 認証企業の優遇措置:優先審査(優先審査決定後、約2ヶ月(+a)以内に審査結果を提供)、4～9年目の登録料をさらに20%減免(中堅企業30%、中小企業50%の減免に加え、追加減免)などを提供

戦略③(基盤施設)研究者・大学・公的研究機関・企業間の職務発明における共生基盤の構築

大学・公的機関と企業が共同で所有する知的財産の収益化の問題を解決するため、企業の収益を分配してもらえ事前協定を締結するための根拠を設け、法的検討や交渉も支援する。また、起業を予定している研究者や教員に対しては、使用権契約の条件を緩和するなど、起業を支援する法的基盤も強化する。

特に、研究者と企業間の報酬をめぐる紛争を迅速に解決するため、産業財産権紛争調停委員会に「職権調停制度」を導入する。これは、当事者間の合意が困難な場合、紛争調停機関が直接調停案を提示する制度であり、不必要な法的紛争を減らし、円満な合意を導き出すための重要な仕組みとなる見通しだ。

知識財産処は、今回の案を実行するため、2026 年下半期から関連法令の改正を本格的に推進し、2027 年からは中小企業の職務発明導入の普及に向けたカスタマイズ型のアドバイスやインセンティブを強化していく計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の対策は、研究者の創造的な努力が正当な補償につながり、それが再び産業の技術革新へと結びつく好循環構造を構築することに焦点を当てた」とし、「現場中心の政策支援で、先端産業の国家競争力を一段と高めていく」と述べた。

- 第 41 回国家知識財産委員会の開催を通じ、「職務発明制度の改善および活性化策 (案)」など 4 つの案件を審議・確定

■ (創造的研究活動および技術革新の促進に向けた職務発明制度の改善および活性化策 (案))

大学・公的研究機関が保有する長期未活用特許の返還手続きの簡素化など規制合理化、民間企業における職務発明制度導入へのインセンティブ・支援の拡大、職務発明の収益分配・紛争調停など、共生のためのインフラ構築を推進

■ (著作権保護の実効性向上に向けた法的基盤の強化策)

著作権法の改正で、オンライン上の著作権侵害事件に対する迅速なアクセス遮断を可能にし、著作権侵害に対する民事・刑事上の救済手段および取り締まり体制を補完

■ (出願中の産業財産情報の国家安全保障目的での利用および提供の方策 (案))

国家安全保障およびコア技術の保護に向けた、出願中の産業財産情報の利用・提供手続き、審議基準およびセキュリティ管理体制に関する指針を策定

■ (2025 年度国家知的財産実施計画の点検評価における最優秀事業の成果報告)

中小ベンチャー企業部 (創業成功パッケージ)、公正取引委員会 (大手・中小企業間の IP 公正取引の促進)、大田市 (IP 産業クラスターの構築) の優良事例を政策成果として広報し、各省庁・地方自治体に普及

大統領所属の国家知識財産委員会 (イ・グァンヒョン委員長、以下「知財委」) は、6 月 25 日 (木) 午前 10 時、政府ソウル庁舎にて、イ・グァンヒョン民間委員長の主宰により「第 41 回国家知識財産委員会」本会議を開催した。知的財産分野の最高位審議・調整機関である知財委は、今回の会議で、知的財産の創出、保護、活用のエコシステムを一段階飛躍させるための主要政策を審議・確定した。

同日の会議では、▲2025 年度国家知的財産実施計画の点検評価における最優秀事業の成果報告 ▲出願中の産業財産情報の国家安全保障目的での利用および提供の方策(案) ▲著作権保護の実効性向上に向けた法的基盤の強化策 ▲出願中の産業財産情報の国家安全保障目的での利用および提供の方策(案)など、合計 4 つの案件について深く議論された。案件の主な内容は以下のとおりである。

■ 職務発明制度の改善・活性化による創造的な研究活動および技術革新の促進

知識財産処は、大学・公的研究機関および企業の技術革新を促進するため、「職務発明*制度の改善および活性化方策」を策定し、政府レベルでの支援に乗り出す。

* 職務発明制度:研究者(従業員)の職務発明を企業など(使用者)に安全に承継させ、その対価として正当な報酬を提供する制度

まず、大学・公的研究機関の「未活用特許」に関する規制を大胆に撤廃する。これまで、維持費用の負担などにより特許を放棄しようとしても、研究者にこれを返還する手続きが過度に複雑であるため、優れた技術が埋もれてしまうという指摘が多かった。これを受け、不要な放棄特許の返還通知手続きを大幅に簡素化し、眠っていた特許が迅速に研究者に返還され、産業現場で再び活用されるよう、制度の息吹を取り戻す。

また、「支援特典を増やし、行政負担を減らす」ことで、民間企業による自発的な職務発明の導入を促進する。制度を導入や優秀認証を受けた企業には、知的財産支援事業および政府の R&D プロジェクトへの参加時に加点を付与するなど、インセンティブを大幅に拡大する。同時に、職務発明補償優秀企業の認証有効期間を現行の 3 年から 4 年に延長し、企業にとって頻繁な再認証の負担を軽減する。

さらに、「収益は合理的に分配し、紛争は迅速に解決する」という共生インフラを構築する。大学・公的研究機関が民間企業と知的財産を共同所有することに伴い、収益創出が制限されていた問題を改善するため、企業の事業化収益を正当に共有できる制度的基盤を整備する。併せて、報償金に関する紛争が発生した際、これを円満かつ迅速に解決できるよう、「産業財産権紛争調停」機能も一層強化する。

■ K-コンテンツ保護のための強力かつ緻密な著作権の法的基盤の整備

文化体育観光部は、デジタル新技術を悪用した K-コンテンツの違法流通による被害規模が急増している状況を打開するため、「著作権保護の実効性向上のための法的基盤強化方策」を報告した。

最も中核的な措置として、権利侵害が明白で回復困難な損害が発生する恐れのある違法サイトを摘発即時に遮断する「緊急遮断制度」を電撃的に導入した。施行初日である 5 月 11 日から 6 月 22 日現在まで、著作権侵害サイトに対し、合計 480 件の緊急遮断命令がインターネットサービス提供者に通知された。違法ウェブトゥーンサイトが閉鎖された後、ウェブトゥーン作家の有料収益が増加したという体感事例も伝えられている。

また、故意的な著作権侵害に対し、損害額の最大 5 倍まで賠償させる「懲罰賠償制度」を新設し、刑事処罰の基準を従来の「5 年以下の懲役または 5,000 万ウォン以下の罰金」から「7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金」へと大幅に引き上げる。

さらに、違法複製物へのアクセスリンクを提供する行為そのものを著作権侵害とみなして処罰の死角を解消し、違法複製物の回収・廃棄・削除のために、担当公務員が現場に立ち入り調査できる法的権限を明記し、取り締まりの実効性を最大化する。国家レベルでの体系的な対応のため、3 年周期の「著作権保護総合対策」の策定も義務化する。

■ 出願中の産業財産情報を活用した国家安全保障および技術保護の確立

「出願中の産業財産情報の国家安全保障目的での利用および提供方策」も審議・確定された。公開前の最新技術情報を含む出願中の産業財産情報を活用し、国家のコア技術の流出を先んじて把握するための措置である。知識財産処は、国家機関からの情報提供要請に対応するため、「情報提供審議委員会」を構成し、提供条件の適正性を厳格に判断して出願人の権益と未公開情報の徹底したセキュリティ確保のための事後管理体制に関する指針を 7 月中に制定して運用する計画だ。

■ 2025 年度国家知的財産実施計画の点検・評価における最優秀事業の政策成果の普及

この日の会議では、政府レベルの知的財産政策の成果還元するため、合計 76 の課題のうち最優秀と評価された 3 つの事業(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、大田市)の成果が重点的に取り上げられた。

中小ベンチャー企業部の「創業成功パッケージ」は、IP 実務教育およびパッケージ支援を通じて、2025 年の事業化成功率 78.3%を達成し、ユニコーン企業 29 社と KOSDAQ 上場企業 7 社を輩出し、「CES 2026」では最高革新賞を受賞した 2 社を含め、合計 28 社が受賞するなど、目覚ましい成果を収めた。

公正取引委員会の「大・中小企業間の知的財産公正取引促進」課題では、民間技術保護監視官 12 名を委嘱して常時監視体制を構築し、自動車部品業界など 5 社の技術流用行為を摘発し、合計 17.3 億ウォンの課徴金を厳正に賦課した。同時に、技術流用事件としては初めて同意決議を開始し、約 34 億ウォン規模の共生支援案を確定するなど、公正取引文化を大きく拡散させた。

大田広域市は「IP 産業クラスターの構築」で、地域の有望な中小企業に対し、技術移転や価値評価など 359 件を支援し、1,968 億ウォンの売上増大と 405 人の雇用創出をもたらした。特に、支援企業である(株)アルテオジェンの技術移転に関する国際紛争リスクを軽減し、(株)ノタのコスダックへの上場を成功に導くなど、IP ハブ都市としての地位を証明した。

イ・グァンヒョン民間間委員長は、「知的財産は技術革新と産業競争力の基盤であり、国家安全保障のコア資産である」とし「職務発明制度の改善により優秀な人材と特許を確保し、著作権保護と産業財産情報活用体系の整備により、K-コンテンツと先端技術を万全に守り抜き、国家の知的財産競争力を世界最高水準に引き上げていく」と述べた。

2-18 知的財産に投資して稼ぐ時代が到来した

韓国知識財産処 (2026.6.25.)

- 知識財産処、韓国ベンチャーキャピタル協会と「ベンチャーキャピタル業界懇談会」を開催(6月25日)
- 知的財産投資の活性化について議論し、ベンチャーキャピタル業界の課題をヒアリング

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6月25日(木)14時30分、韓国ベンチャーキャピタル協会(ソウル市瑞草区)にて、知的財産(IP)投資業界の現場の声をヒアリングするため、ベンチャーキャピタル業界の懇談会を開催した。この日の懇談会には、知識財産処のキム・ヨンソン処長、韓国ベンチャーキャピタル協会のイ・ジュンヒ常勤副会長、韓国ベンチャー投資のイ・チャンミンファンド運用2本部長をはじめ、ベンチャーキャピタル6社が参加し、知的財産投資の活性化策について深く議論した。

知識財産処は、2025年末までに約2兆8千億ウォン規模の知的財産投資ファンドを組成し、ベンチャーキャピタル業界から優れた知的財産を保有する企業などに投資してきた。これにより、直近5年間(2021～2025年)で13.4%という高い内部収益率*を達成し、130社がKOSDAQ市場に上場するなどの成果を上げてきた。

* 投資から回収までの時間的流れを考慮した年平均収益率

今後は、知的財産保有企業への投資に加え、特許を基に訴訟の提起や、ライセンス契約を締結して収益を創出する「知的財産直接投資」を拡大していく方針だ。今年は167億ウォン規模で知的財産直接投資ファンドを組成する計画であり、来年は400億ウォンの組成を目標としている。

この日の懇談会では、知的財産投資の方向性に関する議論とともに、ベンチャーキャピタル業界が現場で直面している問題点の聴取が行われた。出席者たちは、韓国も知的財産直接投資の規模を拡大すべきだと口を揃えた。特に、「韓国国内の大学や公的研究機関の優れた特許の相当数が日の目を見ずに埋もれている」とし、「自国の資本でこうした有望な特許に投資し、海外市場で収益を創出する必要がある」と強調した。

ファンド運用に関しては、現場の障害を取り除くためのベンチャーキャピタル業界からの提言が相次いだ。まず、知的財産直接投資案件の持分転換を認めてほしいという業界の要請に対し、知識財産処は前向きに検討していくことにした。これまで、知的財産直接投資案件を企業の持分へ転換する行為は、知的財産そのものに直接投資して収益を創出するという知的財産直接投資の趣旨に基づき、禁止されてきた。しかし、持分転換が禁止されると回収方法が制限され、投資収益率の向上が困難である点を勘案し、収益が一定程度発生した知的財産直接投資案件に限り、持分転換を認める方向で検討することにした。

併せて、知的財産直接投資ファンドの運用難易度が高く、民間出資者の募集が困難であるという理由から、政府出資比率を引き上げてほしいという要望については、今年、知的財産直接投資ファンドの政府出資比率を 50%から 60%に引き上げることにした。知的財産投資ファンドの中間回収を支援するために、別途のセカンダリーファンドが必要であるという業界の意見に対しては、来年からセカンダリーファンドを新設する計画を共有した。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知的財産は、事業的価値に加え、それ自体で収益を生み出すことのできる中核的な投資資産へと変貌しているとし、「今後は政府の母体ファンドを通じて知的財産への投資を大幅に拡大するとともに、知的財産をトークン証券化する分割投資も活性化させ、一般国民が知的財産に投資できる環境を整えていく」と述べた。

2-19 この一冊で、特許出願書の作成が簡単になる

韓国知識財産処 (2026.6.26.)

- 知識財産処、「出願書式作成のための模範事例案内」を発刊(6月26日)
- 10大主要出願書式の模範事例およびよくある質問(FAQ)の案内を盛り込み改訂
- 出願サービスのアクセシビリティ向上および出願人の時間・コスト負担軽減に期待

【関連国政課題】14. 国民と共に疎通し革新する政府

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産権(特許・実用新案、商標、デザイン(意匠))の出願書類の簡単かつ正確な作成を支援するため、「出願書式作成のための模範事例案内」を発刊すると26日に発表した。

特許等の出願関連書類は種類が多様で、専門用語が多く記載されているため、出願人が知的財産の専門家(弁理士)の助力を受けずに作成するうえで困難を感じることが多い。また、書類が所定の方式に適合していなかったり誤って提出されたりした場合、方式審査の段階における補正などにより、手続きの遅延やコスト負担が発生することもある。

知識財産処は、こうした出願人の不便を解消し、誰もが簡単に書類を作成できるようにするための積極行政の一環として、2016 年に模範事例集を初めて発刊して以来、変化する知的財産の環境を反映して定期的に改訂・発刊および配布している。

＜主要 10 出願書式の模範事例提示およびよくある問い合わせ事項の案内に改訂して発刊＞

特に今回の模範事例集では、出願人のニーズを反映し、権利のタイプ別に使用頻度や不備率が高い 10 の主要書式について、▲模範事例を中心に詳細項目の記載要領をマッチングさせる方式へと全面改編し、▲各権利タイプ別に出願書と補正書を順番に配置することで、可読性と活用度を高めた。

【 案内に収録された主要 10 書式 】

1. 特許(実用新案登録)出願書
2. 特許(実用新案登録)出願に対する明細書補正書
3. 商標登録出願書
4. 商標登録出願に対する商品区分及び指定商品補正書
5. デザイン登録出願書
6. デザイン登録出願に対する図面補正書
7. 権利関係変更届
8. 期間延長・期間短縮申請書
9. 拒絶理由などの通知に係る意見書
10. 手数料事後減免申請書

また、よくある質問に対する案内(FAQ)も併せて再構成し、出願手続きの理解を深められるようにした。代理人なしに出願手続きを進める個人出願人を主な想定読者として設定し、▲単なる機能・法律中心の質疑ではなく、実際の相談に近い状況提示型の質疑へと改善したほか、▲法令改正により変更された事項も多数反映した。

＜正確な書類作成の案内により出願サービスのアクセシビリティ向上および出願人の負担軽減に期待＞

知識財産処は、模範事例集の発刊を通じて出願人がより簡単かつ正確に書類を作成できるよう支援し、出願手続きの遅延や不利益を防止することで、出願サービスに対するアクセシビリティが向上し、出願人の時間・コスト負担が軽減される効果を期待している。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「この冊子が、知的財産権確保の第一歩である出願書類の作成方法を分かりやすく案内することで、知的財産権へのハードルを下げる足がかりとなることを願う」とし、「今後も国民のニーズを継続的に発掘・改善し、知的財産行政の死角地帯を減らしていくよう努める」と述べた。

なお、冊子は 7 月から知識財産処の顧客支援室(大田市西区)とソウル事務所(ソウル市江南区)、および全国の 26 の地域知識財産センターで受け取ることができ、知識財産処のホームページ*からも電子文書(PDF)形式でダウンロード可能である。

*ホームページ(www.moip.go.kr) > 冊子／統計 > 刊行物 > その他の刊行物 > 出願書式作成のための模範事例案内

2-20 韓国知識財産処、IP 情報サービスの優良企業の現場の声に耳を傾ける

韓国知識財産処 (2026.6.26.)

- 特許文書の作成・翻訳サービス運営企業「(株)アイファクトリー」にて現場懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、6 月 26 日(金)14 時、積極行政の一環として、人工知能(AI)を基盤とする知的財産(IP)リーガルテック企業「(株)アイファクトリー(ソウル市瑞草区)」を訪問し、現場懇談会を開催すると発表した。

今回の訪問は、知的財産処が開放した IP データを足掛かりに創業・成長に成功した企業の事例を共有し、今後さらに多くの優良な IP サービス企業を育成するために設けられた。

懇談会では、IP データの開放・活用策とともに、企業が現場で直面している問題点について意見を聴取する。

株式会社アイファクトリーは、特許文書をより迅速かつ正確に作成・翻訳するサービス「IPEDIT」を提供する企業であり、2021 年の知的財産データ活用創業コンテストで奨励賞を受賞したほか、

2020 年から 2023 年までの 4 年間、知的財産データギフト制度を通じて、知識財産処が開示している IP データを無償で提供を受けてきた。

＜ 主な IP データ活用支援政策 ＞

- ・(知的財産データ活用創業コンテスト)一般に公開された IP データを活用し、IP 情報サービスの開発など、創業・事業化を支援するために開催
- ・(知的財産データギフト制度)創業初期(予備)の企業に対し、IP 情報サービスの開発に必要な IP データ商品を最大 7 年間無償で提供する制度

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「IP データが企業の創業と成長につながったことは、データ公開政策が生み出した意義深い成果だ」とし、「こうした成功事例が広まるよう、データ公開の幅を広げ、現場の声を反映させ、企業が実感できる IP データ政策を構築していく」と述べた。

2-21 「半導体、人工知能(AI)などの先端技術の流出を防ぐ」 国家の技術安全保障を守る
専門捜査組織が本格的に稼働

韓国知識財産処 (2026.6.26.)

- 先端技術流出の専任捜査課を分離・新設…技術警察官 61 名を拡充

半導体・人工知能(AI)などの先端技術の流出を防ぎ、国家の技術安全保障を守る専門捜査組織が 6 月 30 日(火)に本格的に発足する。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 6 月 29 日(月)、半導体・人工知能(AI)などの先端技術流出に対応するための「技術流出・窃取対応体制の拡大・改編方案」を発表した。今回の案は、「技術流出特別司法警察課」などを新設し、先端技術流出事件を専任チームで捜査させることを柱としている。技術警察は、従来の 27 人から 61 人に拡充される。

〔 技術犯罪対応組織の拡大…技術警察を 27 人から 61 人へ拡充 〕

知識財産処の技術警察は、2019 年の特許・営業秘密の捜査権導入、2021 年の専任組織（技術デザイン特別司法警察課）新設以降、最高レベルの技術専門性を備えた技術犯罪の専任捜査機関としての地位を確立してきた。特に、二次電池の国家先端戦略技術（2025 年 7 月、2026 年 2 月）および半導体の国家コア技術（2023 年 1 月）の海外流出犯、デザイン模倣犯（2026 年 3 月）を拘束するなど、積極的な捜査で 10 兆ウォン以上の被害を未然に防いだ実績がある。

しかし、技術流出・窃取犯罪が高度化しているにもかかわらず、限られた人員規模により事件処理が長期化するなど、対応能力強化の必要性が継続して提起されてきた。2025 年 12 月の知識財産庁の業務報告の際、イ・ジェミョン大統領も技術犯罪の深刻さを強調し、技術警察を求めている。今回の改編は、こうした議論の延長線上で推進された後続措置である。

これに伴い、知的財産保護協力局内に知識財産保護分析課、技術流出特別司法警察課、知識財産保護基準チームの 3 つの課が新設され、28 名が増員される。これにより、技術犯罪対応の専任組織は従来の 1 課から 4 課に拡大され、定員の再配置および追加の特別司法警察官の指名を通じて、技術警察官は 27 名から 61 名へと大幅に拡充される。

[先端技術(営業秘密)の流出・窃取、専任組織・捜査官が集中対応]

これまで、営業秘密・特許・デザイン(意匠)が同一の捜査課で処理されていた体制を全面的に改編し、国家中核・先端戦略技術と関連するケースが多く、立証の難易度が高い営業秘密の捜査を、専任課である「技術流出特別司法警察課」に分離・新設して 21 人の捜査官を配置し、先端技術の流出・窃取犯罪に集中的に対応する。

特に、半導体・人工知能(AI)などの先端技術の流出・窃取に対する迅速な判断と立証のため、電気・化学・機械の各分野における専門性を強化し、特許審査・審判の経験者、博士、弁護士・弁理士などを捜査官として積極的に配置する。また、こうした専門性を基盤に、営業秘密にとどまらず、国家中核・先端戦略技術違反事件まで捜査できるよう、「司法警察職務法」の改正も推進する。

[危険信号をいち早く見つけ、技術流出・窃取を事前遮断]

「知識財産保護分析課」では、国家中核・先端戦略技術を中心に、特許ビッグデータで技術流出のハイリスク領域(コア技術、機関など)を先んじて検知し、技術保護・経済安全保障の分析をし、技術流出・窃取の未然防止に向けた施策などを策定する業務を行う。

産業スパイの通報報奨金制度を運用(2026 年 5 月、不正競争防止法施行)し、企業・研究所などとの常時コミュニケーションネットワークで異常兆候を事前に把握し、企画・認知捜査へと転換するための官民協力体制も稼働させる。セキュリティ体制が脆弱な中小企業・スタートアップ企業を対象とした営業秘密保護およびセキュリティ教育も活性化させる。

〔 独自の捜査能力の強化および人権保護のための基準・制度的措置の整備 〕

「知識財産保護基準チーム」は、捜査指針・強制捜査基準を体系的に整備・細分化し、すべての捜査過程の適法性・公正性・責任性を確保するための制度的基盤を整備する。これにより、検察・特別捜査官間の捜査指揮体制の変動などによる捜査品質の低下や統制の空白が生じる懸念に対しても、先んじて対応する方針だ。

このほか、基本権侵害の懸念が大きい強制捜査については、外部専門家のアドバイスを受けられるよう「捜査審議委員会」を新設・運営する。弁護人の援助権の実質的な保障、義務的な映像録画の拡大、事件の進行状況通知制度の導入などで、捜査過程における人権保障も強化する。警察庁とも積極的に協力し、捜査指針の高度化、教育および相互の人員派遣を推進する計画だ。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「技術流出・窃取への対応体制を拡大・改編し、技術犯罪摘発の『ゴールデンタイム』を確保するとともに、捜査の専門性・迅速性を最大化することで、韓国企業の技術を保護し、圧倒的な技術強国へ向かう土台を確実なものにする」と述べた。

2-22 迅速な審判、K-先端技術の海外進出を支援

韓国知識財産処(2026.6.29.)

- 輸出企業などの超高速審査と連動し、優先審判を推進

今後、特許出願後に「超高速審査」を受けた出願案件については、その審査結果に不服を申し立てる審判段階においても、迅速に審判を受けることができるようになる。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、6月29日(月)から、韓国企業の海外市場進出を促進するため、超高速審査における拒絶決定不服審判を優先審判*の対象に追加した「審判事務取扱規定」改正案を施行する。

* 優先審判制度:緊急の処理が必要な事件を、他の審判事件に先立って審理する制度

今回の改正案は、企業が海外市場進出の重要な関門である知的財産権の確保可能性を一層迅速に予測し、備えることができるよう支援するために策定された。2025年10月に導入された超高速審査*制度を通じて迅速な判断を受けた企業は、審査官の拒絶決定に不服を申し立てて審判を請求する場合でも、優先審判を通じて最終的な権利の有無を他の審判事件よりも迅速に確認できるようになる。

* 超高速審査の対象は、輸出促進のための特許出願、人工知能・バイオ分野のスタートアップ企業の特許出願など

また、審判請求人が別途の申請書や証明書類を提出する必要なく、審判長の職権で優先審判の対象として指定されるため、企業が別途書類を準備する必要はない。今回の対象には、特許・実用新案だけでなく商標も含まれる。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「韓国企業が国際舞台に本格的に進出する前に、知的財産権という武器をしっかりと準備することが重要だ」とし、「不要な段階を省略し、煩雑さを最小限に抑えるなど、手続きの利便性を高める」と述べた。

2-23 日常生活の中で知的財産を探してみましょう

韓国知識財産処(2026.6.30.)

- KIPRIS 30周年を迎え「大韓民国知的財産検索チャレンジ」を開催(7月1日～8月14日)

日常生活に隠れた知的財産を見つけるイベントが7月から始まる。

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知識財産情報検索サービス(以下、KIPRIS)の開設 30 周年を迎え、7 月 1 日(水)から 8 月 14 日(金)まで「大韓民国知的財産検索チャレンジ」を開催すると発表した。KIPRIS は、知識財産処が韓国国内外 29 カ国から収集した約 1 億 4000 万件の知的財産情報を、国民なら誰でも無料で検索・閲覧できる公共サービスである。

今回のイベントは、身の回りの特許・商標・デザイン(意匠)などを直接見つけて写真を撮り、その対象となる知的財産権を KIPRIS で直接検索して確認してみる参加型イベントだ。知的財産に関心のある国民なら誰でも参加できる。

参加方法は、①身の回りの知的財産権を直接見つけて撮影し、②現場の写真を指定のハッシュタグ(#KIPRIS30 周年、#知的財産検索チャレンジ)と共に SNS(Instagram またはブログ)に投稿し、③その対象となる知的財産権を KIPRIS で検索した後、④KIPRIS の検索結果および SNS 投稿の URL を NAVER フォーム*にて提出すればよい。

* KIPRIS 公式サイト(kipris.or.kr) > カスタマーサポート > お知らせ > イベント案内掲示板内の投稿を参照

イベントは、▲最も多くの知的財産権を見つける「知的財産ハンターマスター」▲1996 年に出願または登録された権利を見つけた「30 周年スペシャルハンター」▲最も古い権利を見つけた「タイムカプセルハンター」で構成される。景品授与式は 9 月に開催され、優秀な参加者には豪華な景品を、参加者全員には参加賞を授与する予定だ。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「KIPRIS の 30 周年は、サービスをご利用いただいた国民の皆様と共に築き上げた成果」とし、「今後も国民により身近な KIPRIS となるよう最善を尽くす」と述べた。

なお、詳細については KIPRIS のウェブサイト内の告知を確認するか、KIPRIS 運営チーム(042-483-4710)

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 偽化粧品のパ撲滅に向け、政府と業界が協力して取り組む

韓国知識財産処(2026.6.16.)

- 知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁・大韓化粧品協会、偽化粧品対策に向けた官民共同の4者業務協約を締結
- 偽化粧品の流通情報の共有、対応政策の協議、実態調査、教育の協業などを推進

韓国 知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下「知財処」)は、食品医薬品安全処(オ・ユギョン処長、以下「食薬処」)、関税庁(イ・ジョンウ庁長)、大韓化粧品協会(ソ・ギョンベ会長)と6月16日(火)16時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)の大会議室にて、偽化粧品対策に向けた政府・業界間の業務協定を締結したと発表した。

今回の協約は、K-ビューティーの国際的な成長傾向*に便乗した偽化粧品問題**に対し、関係省庁と業界が共同で対応体制を構築するために締結されたもので、昨年11月の国家政策調整会議で「K-ビューティーの信頼を損なう偽化粧品への厳格な対応」策が深く議論された後続措置として推進された。

* 2025年の化粧品輸出額は114億ドルで、過去最高額を更新し、世界2位

**世界における韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品の規模は97億ドル(約11兆ウォン)であり、税関の差し押さえ額基準で化粧品の割合が10%を占め、電子製品、繊維・衣類に次いで3位レベル(OECD、2024年)

今回の業務協定式は、▲偽化粧品の流通根絶に向けた機関別の推進計画 ▲署名式 ▲偽化粧品根絶をテーマとしたパフォーマンスの順で行われ、各機関のYouTubeにて生中継された。

協定式の後、知識財産処、食薬処、関税庁、および大韓化粧品協会は、官民協議体を半期ごとに定期的に運営し、偽化粧品の流通情報の共有、対応政策の策定に向けた協議・調整、オンライン実態調査の連携、教育協力などを行う予定だ。

食薬処のオ・ユギョン処長は、「偽化粧品は国民の健康とKビューティーの信頼を脅かす深刻な課題だ」とし、「食薬処は、Kビューティーが国際市場でその地位をさらに確固たるものにできるよう、偽化粧品に対する徹底した対応とともに、化粧品事業者を対象に品質管理体制の構築、安全性検証、国際基準への対応能力強化など、実質的な支援も惜しまない」と強調した。

関税庁のイ・ジョンウク庁長は、「今回の協力で、業務協定を締結した機関からリスク情報共有を受け、国境の通関段階で海外から流入する模倣品を先んじて遮断する」とし、「特に海外で製造・流通・輸出されるKブランドの模倣品の取り締まりのため、Kブランドの主要輸出国の関税当局および捜査機関との協力を拡大し、Kブランド企業の国際市場への進出を積極的に支援する」と語った。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「Kブランドの保護は、単なる権利の確保にとどまらず、Kビューティー企業の海外進出と競争力の強化に直結する」とし、「今回の官民協力を契機に、食薬処、関税庁と共に、輸出企業のブランド保護に向けたカスタマイズ型の支援を提供し、偽化粧品の流通に対する全政府的な取り締まり専門性を強化し、国際市場における韓国企業の輸出障壁の解消に向けて最善を尽くす」と述べた。

知識財産処・食薬処・関税庁は、今後も偽化粧品に対する積極的な対応を行うことで、消費者の安全を確保し、韓国化粧品企業の製品競争力と知的財産権が保護されるよう、積極的に協力していく計画だ。

3-2 韓国知識財産処、輸出企業を直接訪問し、知的財産(IP)紛争の予防を支援！

韓国知識財産処(2026.6.22.)

－ 輸出企業向け知的財産紛争リスク診断・処方サービス「IP 紛争ドクター」の申請受付を開始

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国の輸出企業が海外で知的財産(IP)活動を行う過程で直面する紛争の事前予防および対応を目的として運営している「訪問型 IP 紛争ドクター」サービスの支援対象を個別企業にまで拡大し、7月から申請受付を開始すると発表した。

これまで「訪問型 IP 紛争ドクター」は、主要な輸出消費財関連の協会や関連機関を対象に教育を行ってきたが、今後は個別の企業にまで対象を拡大する計画だ。輸出を行っている、あるいは輸出を準備している企業であれば、規模に関係なく(1 社でも可能)申請できる。

企業が特許・営業秘密・商標・デザイン(意匠)などの希望分野と関心事項を選択して申請すると、知識財産処の専門弁護士・弁理士で構成された「IP 紛争ドクター」が直接訪問し、当該企業の業種・進出国・紛争リスクなどを考慮したカスタマイズ型の診断と処方を提供する。必要に応じて、特許紛争対応戦略の支援や K-ブランド紛争対応支援などの支援事業との連携も可能だ。

参加を希望する企業は、知識財産処のホームページ*に掲載されたお知らせを参照に申請書を作成すればよい。受け付けられた申請案件については、地域・業種・希望分野などを考慮し、年末まで弾力的に運営していく予定だ。

* 知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr) → 政策・業務 → 支援施策 → 知的財産権教育・相談支援 → 訪問型知的財産(IP)現場支援の運営

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「『訪問型 IP 紛争ドクター』の現場支援は、海外進出企業の知的財産紛争を未然に防ぐための積極行政の第一歩」とし、「韓国の輸出企業が必要とする分野や問題を中心に、現場に合わせた診断と処方、および教育支援を継続的に拡大していく」と述べた。

3-3 韓国知識財産処、中国政府などと K ブランドのオンライン模倣品対策に関する協力について協議

韓国知識財産処(2026.6.24.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、産業通商部(キム・ジョングァン長官)とともに、6 月 24 日(水)午前 9 時(現地時間)、中国・北京にて、中国商務部とオンライン模倣品への対応および中国国内における韓国企業の知的財産保護強化に向けた協力策について協議したと発表した。

今回の会合は、中国のオンライン取引プラットフォームにおける模倣品の流通が継続的に増加していることを受け、韓国輸出企業の被害を未然に防ぎ、より迅速な権利保護支援体制を構築するために設けられた。今回の会合で、中国のオンライン取引プラットフォーム内における模倣品の

通報・遮断措置の実効性を高める一方、反復的・組織的な模倣品流通行為に対する両国間の対応強化や関係機関間の協力策についても幅広く議論された。

韓国知識財産処は、中国政府だけでなく、主要な民間オンライン取引プラットフォームとの連携も拡大している。これに先立ち、5 月に中国・杭州で、アリババ・タオティエン・グループと、オンライン模倣品対応プロセスにおける迅速な協力のため、直通回線を構築することで合意していた。

これにより、オンライン取引プラットフォームへの通報過程で発生するアカウント利用制限、書類の補完要請、処理の遅延などの問題を、より迅速に解決できるよう実務協力を強化する計画だ。また、模倣品の販売者が取り締まりを逃れるために使用する変形商標名、隠語・略語などの情報を相互に共有し、模倣品の流通阻止の精度を高めていくことにした。

さらに、今年下半期には、韓国の主要 K-ブランド企業などを対象に、アリババ・タオティエン・グループの知的財産保護方針を案内し、韓国企業の課題を聴取するための共同説明会も推進する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「模倣品の流通はオンライン取引プラットフォームや国境を越えて行われるため、個別企業の対応だけでは限界がある」とし、「中国政府との協力はもちろん、主要な国際オンライン取引プラットフォームとの連携を継続的に拡大し、韓国企業の知的財産権が海外市場でも実効的に保護されるよう積極的に支援していく」と述べた。

3-4 「輸出前に知的財産権から」 韓国知識財産処、海外の知的財産における紛争予防教育を拡大

韓国知識財産処(2026.6.29.)

- IP 紛争の予防から政府支援の活用まで、海外進出企業に合わせた教育を提供

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 1 日(水)14 時、IP キャンパス(ソウル市江南区)のフンミンジョンウムホールにて、輸出(予定)企業を対象に「成功的な海外進出に向けた知的財産(IP)基盤の輸出挑戦企業の競争力強化研修(第 1 回)」を開催する。

本研修は、輸出企業の知的財産紛争の予防・対応に対する理解を深め、知的財産を基盤とした輸出能力を備えられるよう支援するための積極行政の一環として企画され、7月から10月にかけて3回*にわたり実施される。

*（第1回、7月）輸出に向けた知的財産の必須準備、（第2回、8月）海外進出の過程で発生するIP紛争への対応戦略、（第3回、10月）IPを活用した国際市場への進出および企業の競争力強化

第1回の研修は、▲海外各国別の知的財産紛争の動向 ▲知的財産の準備を通じた海外進出の成功事例 ▲輸出のための政府支援の活用策で構成され、輸出支援機関、弁理士、海外進出の優秀企業など、輸出・知的財産の専門家が参加し、海外進出の過程で実際に活用できるノウハウや知的財産紛争への対応戦略を共有する。

また、今回の研修は講義と現場相談を組み合わせた形式で行われ、研修の前後に輸出・知的財産権の専門家が参加する現場相談を通じて、企業の輸出および知的財産権に関する課題に対するカスタマイズ型の相談も提供する。

参加を希望する企業は、韓国知識財産保護院のホームページ*に掲載された公示文を通じて申請が可能であり、研修に関するお問い合わせは韓国知識財産保護院（02-6207-4052、ip_support@koipa.re.kr）まで。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「海外進出に先立ち、知的財産紛争を予防することは選択ではなく必須である」とし、「輸出企業が必要とする知的財産紛争の予防・対応に向けた様々な支援事業を継続的に拡大していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 知的財産権登録証に「大韓民国 (Republic of Korea)」と明記し、国際的な信頼性を高める

韓国知識財産処 (2026.6.17.)

－ 国際商標登録出願・デザイン登録出願における利便性の向上

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、商標およびデザイン(意匠)登録証の国際的な公信力を高め、国際商標登録出願およびデザイン登録出願における利便性を向上させるため、商標法施行規則およびデザイン保護法施行規則を改正し、6月17日(水)から施行すると発表した。

* 商標法施行規則の一部改正令 [総理令第2120号。2026年6月17日施行]

デザイン保護法施行規則の一部改正令 [総理令第2119号。2026年6月17日施行]

今回の改正案は、知識財産処への昇格に伴う行政書式の整備とともに、運営における手続き上の不備を補うことに重点を置いた。

〈(1) 商標・デザイン登録証への国名明記による国際的な公信力の強化〉

知識財産処の発足に伴い、英語機関名が従来の「Korean Intellectual Property Office」から「Ministry of Intellectual Property」に変更されたことを契機に、商標・デザインの韓国語・英語登録証の機関英語名称に国名(REPUBLIC OF KOREA)を追加した。今回の書式改正により、大韓民国知識財産処に登録された権利であることが直感的に分かるようになり、海外に進出する企業が、商標権の行使、ライセンス契約、投資誘致および海外紛争への対応過程において、大韓民国政府が発行した公式文書であることを立証できるようになると期待される。

〈(2) 国際商標登録出願における利便性の向上〉

現在、代理人が商標登録に関する出願または請求の手続きを行う際、原則として委任状と代理人に関する届出書の両方を提出しなければならないが、一部のケースでは「代理人に関する届出書」の提出が免除される。これまでは、国際商標登録出願の場合、最初に提出する書類が指定期間*延長申請書である場合は免除されていたが、韓国国内に住所や営業所を持たない者(在外国民)が頻繁に利用する法定期限**延長申請書には適用されないという不便さがあった。

* 指定期間: 知識財産処長、審査(判)官などが指定した期間(例: 意見書提出期間など)

** 法定期限: 法律で定められた期間(例: 審判請求期間、設定登録期間など)

今回の改正により、最初に提出する書類が法定期限延長申請書である場合でも、「代理人に関する届出書」の提出が免除される。併せて、異議申立書類に関する説明を明確に修正し、各書類を誰がどのような場合に提出すればよいのかを容易に把握できるよう改善した。

〈(3) 国家研究開発事業の成果物に関するデザイン登録出願時の管理強化〉

従来、デザイン登録出願書を作成時に、国家研究開発事業情報を記載する場面では「国家科学技術知識情報サービス(NTIS)」の番号のみ記載可能であったため、統計漏れが生じる可能性があった。今回の改正により、「汎政府統合研究支援システム(IRIS)」により管理される課題固有番号まで記載できるよう改善されたことで、より体系的かつ正確な国家研究開発成果物の管理が可能になる見通しだ。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「今回の改正は、大韓民国知識財産処に登録された知的財産権であることを明確にし、商標・デザイン登録出願における利便性を高めるためのものである」とし、「今後も国民や企業が便利に知的財産権を出願・活用できるよう、積極的に支援していく」と述べた。

なお、特許証への国名明記や審査猶予制度の改善などを柱とする特許法施行規則は、5月14日付で施行されており、今回の商標法・デザイン保護法施行規則の一部改正令は、知識財産処のホームページまたは法制処の国家法令情報センター*で確認することができる。

* 知識財産処(www.moip.go.kr)、法制処国家法令情報センター(www.law.go.kr)

4-2 商標審査、より迅速に、より公正になる

韓国知識財産処(2026.6.17.)

- 決裁段階の簡素化による効率的かつ迅速な審査
- 改正された「商標審査事務取扱規定」などが7月1日に施行…

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、商標審査の決裁段階を簡素化し、公正な審査を図るため、特許審判院から取り消し・差し戻しされた出願案件を担当した審査官が再び審査を行わないよう、改正された規定を施行すると発表した。

まず、商標審査をより効率的かつ迅速に処理するため、経験豊富な審査官が直接決定できる範囲が広がる。これまで審査官は、事案の重要度や難易度に関わらず、そのほとんどが課長・チー

ム長への報告を経なければならなかったが、今後は重要度・難易度の低い事案については決裁段階を大幅に減らし、経験豊富な審査官が自ら判断して直接処理できるようにした。これにより、決裁が滞って審査が遅れる事態を減らし、審査官が主導的に審査を処理することで、やりがいと責任感も高まることが期待される。

次に、2023 年に導入された部分拒絶制度*が、より効率的に運用されるようにした。部分拒絶制度において、他人の同一・類似の先出願商標により、後出願商標の審査保留が過度に長期化しないよう、保留解消の時点を示した。これに伴い、先出願商標の指定商品に対する拒絶決定が確定し、後出願商標の指定商品と同一・類似しなくなった場合、拒絶決定が確定した日に保留事由が解消されたものと判断するようにした。

* 部分拒絶制度：出願した指定商品のうち、拒絶理由がある一部のみを拒絶し、残りの商品は登録する制度

また、拒絶決定予告通知の手続きも大幅に変更される。以前は、出願人が意見書の提出などを行わなかったにもかかわらず、商標法第 38 条第 1 項*の拒絶理由を解消できなかった場合、拒絶決定予告通知書を再度送付した後に拒絶決定を行うことになり、時間がかかっていた。改正された規定では、拒絶理由の通知に対して対応がなかったにもかかわらず、改めて通知するために送付されていた重複的な拒絶決定予告通知手続きを省略し、拒絶理由のある指定商品については迅速に拒絶決定を行い、拒絶理由のない指定商品については迅速に登録を受けられるようにした。

* 商標法第 38 条第 1 項：商標登録出願をしようとする者は、商品類の区分に従い、1 類以上の商品を指定し、1 商標につき 1 出願を行わなければならない。

最後に、より公正な審査を行うため、特許審判院から取消・差し戻し*された出願の審査官指定方式が変更される。これまでは、当該事件を担当していた審査官が、取消・差し戻された場合でも、その出願を再度審査していた。しかし、今後は審判および訴訟手続きに適用される「前審関与の制限」**の趣旨を審査段階にも反映させ、拒絶決定を下した審査官を除外し、新しい審査官が審査するように明示した。同じ審査官が再度審査を行うと先入観が介入する恐れがあったことから、新しい審査官が担当するようにし、国民の法感情にも合致し、審査の公正性も強化される見通しだ。

なお、特許・実用新案の取消・差し戻しとなった出願案件における審査官の指定方法についても、拒絶決定を下した審査官を除外するよう、同日変更される。

* 取消・差し戻し: 審判院で再審査を行うため、知識財産処に戻ってきた出願

** 前審関与の制限: 原審決定に関与した者を、その後の手続きから排除すること

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「迅速な商標権の確保は、小規模事業者や若者の創業能力にも直結する」とし、「審査の決裁段階を簡素化しながらも、手続きはより公正に改善し、小規模事業者や若者の起業家による商標出願が早期に権利化されるよう、積極的に支援していく」と述べた。

一方、改正規定は7月1日から施行され、詳細については知識財産処のホームページ*で確認できる。

* www.moip.go.kr

その他一般

今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム